

# 大韓帝国期の「国家学」書籍における ブルンチュウリ・梁啓超・有賀長雄の影響

權 純 哲\*

**Bluntschli, J. K., Riang Chi-Chao and Aruga Nagao's Influences on the  
Political Science Books during the Great Han Empire Period**

**KWON, Soon Chul**

## はじめに

### I. ブルンチュリの『国法汎論』と『国家論』

#### 1. 『国法汎論』

- (1) 加藤弘之訳文部省蔵版『国法汎論』
- (2) 加藤弘之の『国法汎論』「補訳」
- (3) 平田東助の『国法汎論』「続訳」
- (4) 「明治文化全集: 補巻2」『国法汎論』

#### 2. 『国家論』

#### 3. 「国法論」と「国家論」から「近代國家論」へ

### II. 梁啓超の「国家論」

#### 1. 安鍾和訳『国家学綱領』

#### 2. 吾妻兵治の漢訳『国家学』

#### 3. 『清議報』の「国家論」

### III. 有賀長雄と早稲田大学

#### 1. 早稲田大学の政治学

- (1) 開学初期のカリキュラムと教科書
- (2) 高田早苗のブルンチュリ「国家論」講義風景
- (3) 高田早苗の「政治学研究之方法」

#### 2. 『国家学汎論』

#### 3. 有賀長雄と『国法学』

- (1) 有賀長雄著『国法学』
- (2) 金祥演撰述『国法学』

むすび

## はじめに

本稿は、大韓帝国期の「国家学」関係書籍におけるブルンチュリ (Bluntschli, Johann Kaspar : 1808~1881)、梁啓超 (1873~1929) そして有賀長雄 (1860~1921) の影響の一端を明らかにしようとするものである。前稿「大

韓帝国期の『国家学』関係書籍について」(第47巻第2号) を補足しつつ、関連する日本の学術状況についても整理しておきたい。

前稿の補足とは、一つは、安鍾和訳『国家学綱領』の原書と推定しておいた『清議報』についてであり、いま一つは、金祥演撰述『国法学』の原書が有賀長雄著『国法学』であることが確認できたからである。

以下、ブルンチュリ生前最終版『Lehre vom

\* クォン・スンチョル

教授：韓國思想史・東アジア近代学術思想

modernen Stat 近代国家学』の二つの前著の翻訳書『国法汎論』と『国家論』の出版経緯とその実態および両書間の関係、そしてその影響について整理すべく、まず加藤弘之(1836~1916)が明治天皇に進講した『国法汎論』を取りあげて考察する。つぎに、『清議報』に連載された梁啓超訳とされる「国家論」との関係について前稿を補足しておきたい。そして金祥演撰述『国法学』と関連した補足的考察として有賀長雄と早稻田大学の政治学科について論じたい。

ちなみに、本稿での引用文は、前稿同様、当時の雰囲気を生かすため常用漢字に改めず、漢語もできる限り原文の形跡を残し、翻訳は直訳を原則とした。あらかじめ断っておきたい。

## I. ブルンチュリの『国法汎論』と『国家論』

前稿では、『国法汎論』著者 J. K. Bluntschli を、関係資料の表記に慣れて「ブルンチュリー」と記した。加藤弘之訳『国法汎論』の扉に記された「イ. カ. ブルンチュリ」、「ブルンチュリ」とある『西洋人名事典』(岩波書店)にしたがい、本稿では、引用文を除き、前稿での表記を改め「ブルンチュリ」を用いる。

ブルンチュリの『Das moderne Völkerrecht der civilisirten Staten als Rechtsbuch, 1868 最近の国際法』が光緒六年(1880) 同文館総教習のアメリカ人 William Martin (1827~1916 : 丁麿良) によって漢訳され、その『公法会通』が日本では 1881 年、岸田吟香 (1833~1905) による訓点付きにて復刻され、朝鮮では 1896 年学部によって復刻された。訳者丁麿良の「序」には「歩倫氏、為德国原籍瑞士法学名家」とみえ、「凡例」には「歩倫氏、瑞士之名士也。年逾七旬。前在本国、著作甚夥、名播欧洲。因受德国之聘、往海德堡学院、充公法教習、乃著公法会

通一書」と簡単な著者紹介がある。「徳人伯倫之所著、華人梁啓超之所訳」を安鍾和が句読した『國家學綱領』の読者が「徳人伯倫」と「德国原籍瑞士法学名家」「瑞士之名士」の「歩倫氏」を同一人物と理解していたのだろうか。大韓帝国期にブルンチュリが如何に紹介されどの程度注目されていたかについては、別途考察する必要がある。安鍾和のいう「徳人伯倫」とは、『清議報』に「德国伯倫知理著」とあるからであろう。

まず、ブルンチュリ著書の日本での翻訳紹介の経緯をみてから、論を進めていきたい。

### 1. 『国法汎論』

#### (1) 加藤弘之訳文部省蔵版『国法汎論』

ブルンチュリの『Allgemeines Statsrecht 一般国法論』は、明治 3 年から 8 年まで加藤が担当した明治天皇 (1852~1912) への進講のテキストであった。ドイツ語の初歩をあらかじめ教授してから、「訳して『国法汎論』という書を作り、その大意を申し上げることにした」という。「陛下は全くブルンチュリーの国法汎論によつて憲法、三権分立、市町村自治制の大意を御会得になった」(『太陽増刊：明治聖天子』大正元年 9 月) と加藤が回顧するように、明治天皇 18 歳から 23 歳まで行われたこの『国法汎論』進講は、明治天皇が西洋事情や近代政治学に対する教養と知識を身につける契機となったのであろう<sup>1</sup>。

『国法汎論』「首編」出版に際して加藤は、「国法汎論小引」にその間の事情を記している。その全文を載せた【附録①】を参照されたい。ここでは、つぎの四点だけ挙げておきたい。なお、引用の際に濁点と句読点を追加し平仮名に改めた。

(1) 「文明世界の法典を挙げ、之を通論する」必要を感じていたところ、「歐州の国法論を進講すべきの 獲命」を受け「瑞 士 人 ブルンチュ

ス ウ イ ツ ツ ル

リ氏述る所のアルゲマイネス・スターツレヒト国法汎論の義を取り、直に訳業を起し、一款訳成る毎に、輒ち進て之を侍講す」ことになった。

(2) 新しい国家建設に必要な「国法」制定という明治の国家課題と関連して「読者先づ泰西国法論に就て、国法の大綱を窺ひ、更に此編に参じて、其要領を審にし、而して後各国の法典を涉獵せば、規矩頼る所あり、取捨宜を得て惑はざるに庶幾らん」と、読者へのメッセージを添える。

(3) 西洋の学問知識が中心になっていた故に必要不可欠な翻訳の困難さについて「学科術芸の旨たる、絶て皇漢人の言はざる所にして、欧人独り發明論説する者居多なり。故に縦令ひ能文の士、刻苦勉励して之に従事すと雖ども、目未だ曾て見ず、意未だ曾て思はざる所を、漢字を以て國文に属す。抑亦難ひ哉」と告白する。とともに「此書は、列邦現立の法典を取て講論する者にあらず。實に文明世界共遵する所の通論公理に依て、汎く国法を論述す。故に文義最も高雅、論説最も深奥なり。讀者、能く意を用ひて、反覆熟読せざれば、恐らくは其要領を得る難し」と、文明世界共通の「通論公理」による「国法」翻訳書を理解するための要領をも示す。そして「庶幾くは、大方君子讀て解せず、思ふて得ざる者あらば、幸に忠告せよ」と讀者の助言と叱正を求める。

(4) 著者について「著述者は、氏をブルンチュリ、名をヨハン・カスパルと云ふ。文化五年千八百零八年瑞<sup>スイツル</sup>士国<sup>スイス</sup>のチュリフ邦に生る」といい、「数年の間、嘗て研究する所の国学を実際に施せり」公務員や政治家としての経歴を紹介し、「今訳する處の原書は其第三板にして、即万延四年千八百六十三年の刊行に係る」と翻訳の原書について明記している。そして、彼の学問について「独りブルンチュリ氏は此諸弊を襲はず、能く天理事跡と新旧とを酌量し、折して其衷を執

る。蓋し方今歐洲碩学中、實に屈指の大家なり」と評価する。

(5) 「若し開化の一端に補あれば、幸甚と云ふべし。然るに卷帙浩瀚なるを以て訳業、頓に畢る能はず。故に稿本、冊を成すに隨て、文部省に於て上梓す。全編の卒業は、夫れ二三年の後「在ん歟」と出版の意義をも認め、2・3年後の全訳完成を期していた。

このようにして「首編」進講後、それに続く「卷之一」に進まず、「卷之六」を進講した。その理由について、「卷之六」出版に際して以下のような説明を添えている。

本書譯成、上梓を謀る。其序次、將に首巻に次き、逐巻續譯、上梓すへし。然るに本巻以下論説する所、却て今日の政務に切要なるを以て、前數巻を閲き、先づ本巻を譯す。以て進講し且つ上梓す。上帙數巻の如きは、將に餘力を以て補譯上梓せんとす。讀者、之を諒せよ。

壬申五月 譯者識 (句読点・下線強調: 権)

「卷之六」が「今日の政務に切要」なるゆえにこれを優先し、上帙の翻訳出版を後回ししたというのである。このようにして進講・出版は「卷之七」まで続く。ちなみに「補譯上梓」は進講終了後に行われる。

そして、「卷之八」からは、新しい第四版を用いるという「附言」がある。

此書首巻及び前數巻は、一千八百六十四年に刊行せる第三版を以て譯せしと雖モ、頃日六十八年刊行本第四版を得たるに由リ、本巻以下、之を續譯す。既譯數巻の如きは、他日餘暇を以て、補訂すへしと云ふ。

明治六年五月 譯者誌

(同上)

以上のようにして文部省による出版が進められ「卷之九」までで進講も終わった。当初予期した完訳にも至らず、誓った第三版と四版との間の「補訂」をもなされなかつた。1872年(明治5年)に首巻と卷之六上・中が文部省より発行され、1873、74年に順次出版された未完の

『国法汎論』だが、その一年後から文部省蔵版を合冊単行本にした民間からの出版が相繼ぐ。図書検索をしてみると、1875年に大柳昌道により、また1876年に坂上半七により、1878年・79年・80年に岡島眞七により、1880年に小笠原美治により、1883年に天賜堂により発行されている。相当世に注目され多く読まれていたことがわかる。

## (2) 加藤弘之の『国法汎論』「補訳」

ちょうどこの時のことであった。加藤は、進講の際に後回しにし「將に余力を以て補訳上梓せん」としていた『国法汎論』上帙第一巻から第四巻までを引き続き翻訳出版する。「奥付」に「明治九年五月三十一日版權免許／翻訳並出版人 加藤弘之」とある「上帙第二冊：第一巻」「上帙第三冊：第二巻」に続き、「上帙第四冊」(同10月出版)「上帙第五冊」(同11月出版)「上帙第六冊」(同10年2月出版)「上帙第七冊」(同10年5月出版)「上帙第八冊：第三巻」(同10年12月)「上帙第九冊：第四巻」(同11年6月出版)「上帙第十冊」(同12年12月出版)までが出版された。この「補訳」出版に際して加藤自身の付言などはない<sup>2</sup>。このほかに、第八冊までを合冊したもの(1877)と、第十冊までを合冊したもの(1879)が確認できる。

だが、この第十冊は、第四巻第十三款まで終わっている。このせいか、「補訳」出版した『国法汎論』は進講本とは比べられないほど普及しなかつた。

## (3) 平田東助の『国法汎論』「続訳」

中断されたままの加藤の「補訳」から9年後の1888年に平田東助(1849~1925)<sup>3</sup>による『国法汎論』の「続訳」が出る。平田は「国法汎論続訳」出版に際してつぎのような「凡例」を認めている。

### 凡例

一 此ノ書ハ、原名「アールグマイネス・スターツレヒト」ト稱シ、吾力師故ノ獨逸國海德堡府大學大博士「ブルンチュウリー」先生ノ著ス所ナリ。其ノ第一編総論ヨリ第四卷第十三款ニ至リ、第二編第六卷ヨリ第九卷ニ至ルマテハ、前ニ加藤弘之君ノ譯アリテ、已ニ世三行ハル。今其ノ餘ヲ續譯シテ以テ完書トス、亦加藤君ノ志ヲ成シテ而シテ先師ノ學ヲ弘ムル所以ナリ。

一 此ノ書原本、前後數版アリ。加藤君ノ譯スル所ハ、其ノ第四版ニシテ千八百六十八年ノ印行ニ係レリ。而シテ其ノ最後ノ版本ハ、千八百七十五年及ヒ六年ノ印行ニ係リ、之ヲ前版ニ比スレハ、稍ゝ増損ナキニ非スト雖、其ノ論旨ニ異ナル所ナキノミナラス、款章語句ニ至リテモ大抵相同シ。但タ第一編ヲ分チテ國家論トシ、之ヲ別書ト爲シタルノミ。今全書完成ノ速ナルヲ欲スルニ由リ、仍ホ第四版ニ就キテ之ヲ譯セリ。

一 此ノ書、續譯ニ係ルト雖、體裁及譯語ハ、必シシモ前例ニ依ラス。

一 國名・地名・人名等、漢譯ノ本邦ニ通行スル者ハ之ヲ用ヒ、其ノ他ハ國字ヲ以テ之ヲ書シ、上下施スニ「 」ノ折畫ヲ以テス。

明治二十年五月 平田東助識

(句読点・下線強調：権)

「凡例」はつぎのようにな約できよう。

(1) 「続訳」は加藤の「補訳」を受けて第四巻

第十四款から始まる。

(2) 加藤が訳したブルンチュリ著「アールグマイネス・スターツレヒト」には前後数版があるが、「全書」完成のため、加藤と同じ第四版を統訳する。

(3) 原書の最後版は1875年と76年に出たが、前版と論旨の相違はなく、第一編を分ち「国家論」とし別書とした。

ブルンチュリの最終版においては書名の変更もあったが、なぜか平田は言及していない。いずれにせよ、1872年（明治5年）加藤訳「首巻」出版から16年経った1888年に司法省版にて平田『国法汎論』「統訳」第四巻下第五巻が、1890年に第十・十一・十二巻が世に出て、『国法汎論』は完訳された。【附録②】にその目次を載せたので参照されたい。

ちなみに、国会図書館近代デジタルライブラリには、加藤「補訳」「卷之一（上帙第二冊）」「卷之二（上帙第三冊～第七冊）」「卷之三（印刷 坂上活版所）」の後に「卷之四」の第九冊部分ではなく第十冊に当る「第九款〔乙〕今世の代議人民政治レプレゼンタチーフ・デモカラチー」から加藤「補訳」の最後までの手書き原稿（筆記者不明）を添付し、さらに平田「統訳」上帙（明治21年8月9日出版／司法省）の「共三冊」を合冊した「司法省文庫／和書門／政治及経済部／三三〇号」『国法汎論』が公開されている。加藤「補訳」八冊まで合冊した『国法汎論』については前述したが、この手書き原稿は、もしかすると、平田の「統訳」と加藤との関係を示す資料かも知らない。

#### (4) 「明治文化全集：補巻2」『国法汎論』

ところが、不可解なことに、明治百年を迎えて覆刻増補された日本評論社の「明治文化全集：補巻2」『国法汎論』（1971）に、加藤訳文部省蔵版全十一冊（明治9年4月7日出版人近

藤圭造・発児人坂上半七）と平田「統訳」の司法省版『国法汎論』第四巻下第五巻（明21.8.9）と第十・十一・十二巻（明23.3.13）の二冊が収められているのみ、加藤「補訳」部分が収録されていない。

蠟山政道（1895～1980）著『日本における近代政治学の発達』<sup>4</sup>から「加藤の『国法汎論』も、その未訳部分が、明治21年、平田東助によって訳出され、両者合して完訳となった」と引用しつつも、「加藤が削除して訳さなかった部分は、のちに十余年の長い間隔をおいて明治21年、平田東助が補訳して出版し、両方を合わせるとほぼ完訳となる」と記す「解題」執筆者木村毅（1894～1979）は、「明治文化全集：補巻2」『国法汎論』の欠巻には気付きながら、加藤「補訳」の存在を知らなかつたようである。

また「解題」では、蠟山の「原著第三編『政治の人間的考察』（Die Menschennatur als Grundlage der Politik）において政治現象の発生を論じていることから察せられるのであるが、この部分は訳されていない。加うるに『政治と法律秩序との関係』並びに『現実政治と理想政治』という第一篇の二章も、政治学の国家学との関係を推知せしめるに足る問題を含んでいるのであるが、訳者はこれらをすべて削除して、第四編以下の政治制度のみを訳出しているに過ぎない」という批判を紹介している。ところが、異なる版と対照したか「政治の人間的考察」や「政治と法律秩序との関係」「現実政治と理想政治」と類似したタイトルは、【附録②】の完訳『国法汎論』目次にみあたらない。

いっぽう、蠟山は加藤が訳した「原書はブルンチュリーの大作 *Lehre vom Moderen Staat*, 1875の前身たる *Allgemeines Statsrecht*, 1852, (3 Auf., 1863) であるが、その全訳ではなく、その理論的部分を除いて、当時の日本に役立つと思われた制度的部分のみを訳したにすぎない。

ブルンチュウリー自身は、該書を第四版までだした後、1875年にこれを訂正増補して、新に『政治学』を加えて三部作となし、題名を前記の如く『近代国家学』と改めた」と加藤訳の原書について明らかにしているのだが、「理論的部分を除いて」「制度的部分のみを訳した」と、先の引用文での「これらをすべて削除して、第四編以下の中の政治制度のみを訳出している」という発言<sup>5</sup>から考えると、加藤「補訳」の存在について蠟山がどの程度認知していたかは甚だ疑わしい。以上のように「解題」にみられる齟齬や矛盾を確認すると、「明治文化全集」に加藤の「補訳」が収録されていないことにうなづけなくもない。

## 2. 『国家論』

ブルンチュリには、『国法汎論』のほかに『Deutsche Statslehre für Gebildete, 1874 教養人のためのドイツ国家学』という著書がある。その「Allgemeine Statslehre 一般国家学」と「Deutsche Statslehre ドイツ国家学」と「Ueberschau der nicht-deutschen Staten 非ドイツ国家の概観」の三部のうち、第一部「Allgemeine Statslehre 一般国家学」を平田東助が『国家論』と翻訳出版している。

国会図書館近代デジタルライブラリにおいて、平田が明治14年（1881）に第一巻を出し、その翌年出した第二巻と合冊した平田訳『国家論』を確認することができる。その「凡例」と「目録」を以下に引用しておく。

### 凡例

一 此書ハ、獨逸國海德堡府大學博士兼巴丁大公顧問「ブルンチュウリー」先生ノ原著ニシテ、千八百七十四年十二月八日ノ發兌ニ係ル。而シテ翌年三月、先生、曩ニ著ス所ノ國法汎論（原名スターツレヒト）ヲ增補改版スルニ方リ、亦此書ヲ增補シテ以テ其第一巻ト

爲セリ。然レトモ、予ガ後版ヲ得タルハ、既ニ之ガ翻譯ニ從事セル後ニアルヲ以テ、先ヅ暫ク前版ニ憑テ之ヲ譯セリ。若シ夫レ書中ノ論理事項ノ如キハ、前後兩版共ニ徑庭アルコトナシ。唯詳略ノ差アル耳。

一 卷中ノ地名・人名、世人ノ通行ニ係ル者ハ、漢字ヲ以テ之ヲ填メ、通用稀ナル者ハ、片假名ヲ以テ之ヲ記シ、上下ニ「」ノ曲畫ヲ加フ。

一 譯字ノ穩當ヲ缺キ、語句ノ妥貼ヲ失ヒ、及脱落誤刊等ナラバ、謹デ大方諸君子ノ是正ヲ乞フ。

譯者謹誌 （句読点・下線強調：権）

### 目録

卷之一 國家之性質及目的	
第一款 國家之義理之沿革	1p
第二款 當今國家之主義	20p
第三款 國家之創立沿革及亡滅	33p
第四款 立國之本源	49p
第五款 國家之目的	70p [卷之一畢 89p]
卷之二 國民及國土	
第一款 族民及國民	1p
第二款 國民及社會	20p
第三款 中古之等族	30p
第四款 近世之社會	59p
第五款 人民（外國人、內國人、公民）	70p
第六款 國土	92p [卷之二畢 104p]

「凡例」において注目される第一点は、ブルンチュリが『国法汎論』を増補改版する際に、平田訳『国家論』の原書すなわち『Deutsche Statslehre für Gebildete, 1874 教養人のためのドイツ国家学』の第一部「Allgemeine Statslehre 一般国家学」を増補して改版の第一巻にしたという点である。つまり、1875年の増補改版において、『Lehre vom modernen Stat

近代国家学』という新しい書名のもとに「国法」と「国家学」が統合されたのである。

つぎは、第二巻冒頭にある平田の師ブルンチュリへの追悼文である。平田は、第一巻を世に出してから第二巻を出そうとした時、ブルンチュリ逝去ニュースに接したのである。以下、その追悼文を引用しておく。

嗚呼、我師「ブルンチュウリー」先生逝ケリ。  
先生ハ實ニ是書ノ著者ナリ。去歳、余カ本書  
第一巻ヲ譯刊スル。先ツ一部ヲ先生ニ寄贈ス。  
先生、六月廿七日ヲ以テ回書ヲ發シ、九月ヲ  
以テ達ス。其辭ニ曰ク「夫レ國ヲ殊ニシ海ヲ  
隔ツルノ士ニシテ、意見相待シ論説相同ク、  
默契神交スル者ハ、獨リ斯學ノ幸福ノミナラ  
ス、亦將來世界各國ヲ協合シテ同胞ノ思アラ  
シムルノ媒介ナリ」ト。先生ノ志、遠大ヲ期  
スル此一語ヲ以テ、概見ス可シ。今其墨痕、  
未タ乾カス。料ラサリキ、先生十月廿一日ヲ  
以テ巴丁ノ加兒斯廬（カールスル一ヘ）府ニ  
卒シ、送ル所ノ寸簡、乃チ其絶筆遺言トナラ  
ントハ。哀哉。先生、學問該博、識量宏遠、  
政理ニ精熟シ時務ニ明達スル當今ノ名士タリ。  
宇内ノ俱ニ許ス所ナリ。余ノ往年、獨逸ニ留  
學スル。友人山協玄ト俱ニ海德堡（ハイデル  
ベルヒ）大學ニ在リ、先生ニ親炙スル數年、  
久ク其薰陶ヲ蒙ル。藹々ノ貌、猶亦目ニ存シ、  
諱々ノ語、未タ耳ニ忘レス。今、其訃音ヲ聞  
ク。哀慟ノ切ナル、恃怙ヲ喪フカ如シ。然リ  
ト雖、先生ノ書、世ニ在リ、先生竟ニ死セス。  
先生ノ書、世ニ裨益スル。先生ノ功、永ク沒  
セス。會々本巻稿ヲ脱ス。因テ「アウグスブル  
グ」一般新聞「キュルン」毎週新聞ニ就キ先  
生ノ小傳ヲ纂譯シテ巻首ニ冠シ、併セテ追悼  
ノ情ヲ叙スト云フ。

明治十五年二月十二日 平田東助識

(句読点・下線強調: 権)

ブルンチュリ逝去に際して、ハイデルベルグ大学で薫陶を受けた平田は、その学問や業績に対する想いを新たにしたのであろう。『国家論』第一巻と第二巻を出してから 5 年後、「加藤君ノ志ヲ成シテ而シテ先師ノ学ヲ弘ムル所以ナリ」といい、『国法汎論』を「続訳」し、またその 2 年後、「Allgemeines Statslehre 一般國家学」の完訳『国家論』を出版する。

すなわち、平田が 1881 年に第一巻を出した『国家論』の完訳は、1889 年に平田東助・平塚定二郎共訳にて春陽堂より出版されたのである。

後述のように、安鍾和訳『国家学綱領』の原書である『清議報』連載の「国家論」と、伯嵩知理著吾妻兵治訳『国家学』がこの完訳『国家論』と関係しているので、参考のため、完訳『国家論』とその原書の目次を対照して【附録③】に載せた。

### 3. 「国法論」と「国家論」から「近代国家論」へ

ここで、加藤の『国法汎論』以来、注目されてきたブルンチュリの著作について、あらためて整理しておく。

ブルンチュリの『Allgemeines Statsrecht geschichtlich begründet, 1851-52 (全二巻) 一般国法論』は、1857 年に第二版が、1863 年に修正第三版が、1868 年に第四版が出た。加藤の進講テキストが当初は第三版であったが、後に第四版に替わり、加藤の「補訳」と平田の「続訳」によって『国法汎論』は完訳された。

ブルンチュリはこの間、スイスを初め諸国の法典の模範となったという『Privatrechtliches Gesetzbuch für den Kanton Zurich 1854-56, チュリヒ州の私法典』を、また『Geschichte des allgemeinen Statsrechts und der Politik, 1864 一般国法と政治の歴史』を、本稿冒頭で紹介した漢訳『公法会通』の原書『Das moderne Völkerrecht der civilisirten Staten als

*Rechtsbuch*, 1868 最近の国際法』を世に出している。

そして『Deutsche Statslehre für Gebildete, 1874 教養人のためのドイツ国家学』出版後、『Allgemeines Statsrecht geschichtlich begründet 一般国法論』の増補改版を行い、その第五版を『Lehre vom modernen Stat, 1875-76 近代国家学』と書名を改めて世に出す。ブルンチュリ生前最終版となるこの第五版には、「Allgemeine Statslehre 一般国家学」と「Allgemeines Statsrecht 一般国法論」に、新たに「Politik als Wissenschaft 学問として政治」が加わった。この「Politik als Wissenschaft 学問として政治」には『Geschichte des allgemeinen Statsrechts und der Politik, 1864 一般国法と政治の歴史』が取り入れられているであろう。独協協会会員中根重一訳『政治学』(1883)は「Politik als Wissenschaft 学問として政治」を訳したものである。

ブルンチュリ死後、E. Loening による第六版『Lehre vom modernen Stat, 1885-86 近代国家学』と、「Authorised English Translation from the 6th German Edition」と記した英訳『The Theory of the State, 1885 国家論』が流布されていく。英訳を第一部のみにした理由として、①第二部「一般国法」と第三部「学問として政治」との関係について、緒論第一章に述べられていること、②この第一部がいわゆる「政治学」の基礎全般をカバーしていることをあげている<sup>6</sup>。

英訳『The Theory of the State 国家論』は1888年に Tokio Senmongakko 東京専門学校より出版され、同校政治学科の「政治学」教材として活用される。

以上でみたように、加藤が訳した『国法汎論』の原書は、第三版と第四版であり、加藤の「補

訳」をうけた平田の「続訳」によって『国法汎論』の完訳をみる。平田が訳した『国家論』は別の単著であり、ブルンチュリはそれを増補し別冊「国家学」として第五版に入れ、「政治学」をも加え、書名をも改めた。つまり、『Allgemeines Statsrecht geschichtlich begründet, 1851-52 一般国法論』からブルンチュリ生前最終版である第五版『Lehre vom modernen Stat, 1875-76 近代国家学』に至るまで、以上のような増補や改編が行われてきたのである。第五版の前、「国法論」と「国家論」という互いに関連する分野の単著をブルンチュリはそれぞれ出版していたのであり、またそれが日本に受容された事実に留意する必要がある。

ブルンチュリの学問とは、「国法」制定のための「一般国法」研究が行われ、その「一般国法」論のなかで「一般国家学」が、また「政治(学)」が研究され、最終的には、第五版改編の際に書名の変更があったように、「国法論」から「国家学」へ、さらに「政治学」の追加という拡大深化がみられ、「近代国家論」として集大成されたとみることができる。死後、第六版『Lehre vom modernen Stat, 1885-86 近代国家学』と英訳『The Theory of the State, 1885 国家論』が普及すると、ひろく社会科学とくに政治学分野においてブルンチュリの「国家学」は、教科書と参考書として重視されていく。

加藤の明治天皇への進講(明治3~7年)は、「今日の政務に切要」だったから「一般国法」に傾斜したのであり、後の「補訳」出版(明治9~12年)によって「一般国家学」部分が相当補われ、やがて平田の続訳(明治21・23年)による『国法汎論』完訳と『国家論』完訳(明治22年)が実現された。その『国家論』が吾妻兵治漢訳『国家学』と『清議報』の「国家論」につながっていくが、ブルンチュリ生前最終版以前の著書がその原書である点を再確認しておきたい。

## II. 梁啓超の「国家論」

ブルンチュリ著を梁啓超が訳したのを訳述したという安鍾和訳『國家學綱領』だが、梁啓超の『飲冰室合集』にそれに該当する文章はない。後述するように、日本亡命中に梁啓超が主宰した『清議報』に該当する無記名の文章がある。この『清議報』には、吾妻兵治漢訳『國家學』を梁啓超が加工して掲載したという研究<sup>7</sup>もあり、以下、安鍾和の記す通り、梁啓超の「国家論」として論を進めていく。

### 1. 安鍾和訳『國家學綱領』

安鍾和訳『國家學綱領』の原書が『清議報』連載の「国家論」である。

まず、安鍾和の「自叙」を引用する。

試問、今日之民族、皆是自家之天下事。嗚乎、以自由自行之國民、居自主自保之世界、論眞相眞諦之幸福康樂者、滔滔然天下皆是也。如之何、盱盱睢睢。含血之氣類、同是天賦之性命、而陷溺於億萬劫海、刀山砲雨之場、冥然無覺、恬然無識、自就於悲境者、豈不哀哉。雖有在傍之仁人君子、以警世之鐘・濟世之符、左提右招於利害生滅之關、欲行其救焚拯溺之舉、而迷信難開、醉夢難醒。戛戛乎、下功之難、更如是也。闢千心者、無古今之異、開千眼者、有子孫之榮。倡文明武強之策、以挽我現今之局勢、則必自讀國家學綱領而始定其基礎也。此書、德人伯倫之所著、華人梁啓超之所譯。而以余之孤陋諛聞、更加審定其句讀。以告于竝世之同志諸人、曰、莫向案頭、賦江文通之恨・庾子山之哀。而大讀國家學一編、以爲桑榆之計、復何如哉。生前白骨、若無還肉之期、死後青山、豈有埋身之處乎。揮汗暑中、書成摩挲、不覺咄咄仰屋而已。丁未庚炎涵齋學人書于木犀山房 (句讀点：權)

[訳] 試して問う。今日の民族はみな、家より國、天下の事である。ああ、自由自行の國民として自主自保の世界に居り、真相眞諦の幸福と康樂を論じるのは、滔々として天下がみなそうである。どうして目を見張って耳をそばだているのか。

血を含む生き物（氣類）は、天より賦与された性命であるが、測りえない深海に溺れて、刀が山をなし砲が雨のような戦場にも眠ったまま覚めず、ぼつとして識らず、自ら悲境に就いて行く。どうして哀しくないか。傍らにいる仁人君子が警世の鐘と濟世の符をもって、利害生滅の閥門において左提右招し、救焚拯溺の挙を行おうとしても、迷信からは開き難く、醉夢からは醒め難い。齟齬し合って成功的困難さがこのようである。

千人の心を闢くのに古今の相異はなく、千人の目を開くと子孫の繁栄がある。文明と武強の政策を唱えて我現今の局勢を挽回するには、必ず「國家學綱領」を読むことによって始めてその基礎を定めることができる。この書は独逸人ブルンチュリの所著を中国人梁啓超が訳したものであるが、寡聞の私がさらに詳しく句讀を加え、この世の同志たちに告ぐ。

書齋で江淹（444～505）の恨みの詩や庾信（513～581）の哀しみの詩を詠むことなけれ。「國家學」一編を大読して最後の計画を為すのは、また如何であるか。生前の白骨に肉を呼び戻せる時はなく、死後の青山どこに身を埋める処があろうか。暑い中、汗をこぼしながら書き終えた文を手にして、思わずおやおやと屋を仰ぐのみ。

1907年庚炎の日、涵齋學人が木犀山房で書く。

「自由自行の國民」が「自主自保の世界」で「真相眞諦の幸福と康樂」な生活をするのに、「刀が山をなし砲が雨のような戦場にも眠った

まま覚めず、ぼつとして識らず、自ら悲境に就いて行く」国民が、民族が、「天賦の性命」がある。「仁人君子」が「救焚拯溺の挙を行おうとしても、迷信からは開き難く、醉夢からは醒め難い。この両者の間のズレや啓蒙の限界に悩む訳者安鍾和は、滅亡に瀕した国家現状に絶望しつつ『國家学綱領』の一読を勧めている。国民として民族として「天賦の性命」としての覺醒に最後の期待を込めて。この訳者「自序」にみる国家・国民觀には、伝統の儒学思想に基づきながら近代思想が融合している点を指摘しておきたい。

ブルンチュリの著書を梁啓超が訳したと記す『國家学綱領』と『清議報』連載の「国家論」の目次を対照してみると、両者間の訳書・原書関係は疑えない。【附録④】には、つぎにみる吾妻兵治漢訳『國家学』をも加えて目次を対照しておいた。

ちなみに、『國家学綱領』のほかに梁啓超著の玄采訳『清国戊戌政変記』(1900)、同『越南亡國史』(1906)、申采浩訳述『伊太利建国三傑伝』(1907)、大韓毎日申報訳『近世第一女中英雄羅蘭夫人伝』(ハングル 1907)、劉鎬植訳述『民族競争論』(1908)と同『国民自由進歩論』(1908)、張志淵訳『中国魂』(1908)、全恒基訳『自由書』(1908)、李豊鎬訳述『新訳生計学説』、李輔相訳『匈牙利愛國者噶蘇士伝』(1908)などの翻訳書が大韓帝国期に出版されていた。その原書はすべて梁啓超が日本で発表したものであるが、それもまた当時日本人の書いた記事や著書に依拠し、日本文を訳したものであることがすでに明らかになっている。たとえば、『新民叢報』(第四、六、七号 1902)に連載される「匈牙利愛國者噶蘇士伝」は、松村介石編『近世世界十偉人』(1900)に収録された石川安次郎の「ルイ、コッスート」(原載『太陽』22-5、1899.5)のほぼ全訳<sup>8</sup>であり、『新民叢報』(1902.6 ~

1902.12)に連載される「意太利建国三傑伝」は、平田久纂訳『伊太利建国三傑伝』(民友社 1892)および前掲『近世世界十偉人』(1900)に収録された松村介石の「カミロ、カヴール」(原載『太陽』4-1・2、1898.1・2)に依拠しており、『新民叢報』(第 17、18 号 1902.9)に連載される「近世第一女傑羅蘭夫人伝」は、徳富蘆花編『世界古今名婦鑑』(民友社 1898)第一章「仏国革命の花」(原載『家庭雑誌』19~24、1893.12~1894.2)の全訳である。『清議報』に連載される「自由書」には福沢諭吉の『文明論之概略』の直接的影響が認められ<sup>9</sup>、『民族競争論』は『新民叢報』(1~20、1902.2~1902.12)に連載される「新史学」のうち「歴史与人種之関係」と『新民叢報』(2~5、1902.2~1902.4)に連載される「論民族競争之大勢」を訳したものである。『国民自由進歩論』は『新民叢報』(1902)に連載された「新民説」第九節「論自由」と第十一節「論進歩」を訳したものである。

このように日本発の知的情報の多くが梁啓超を経由して韓国に受容されていたのであり、その実態については、今後さらなる精査が必要である。

## 2. 吾妻兵治の漢訳『國家学』

平田訳の『国家論』完訳が世に出た 1889 年を前後して、以下のような国家学関係書籍が出版されている。

トマス・ラレー著・土岐憲訳『國家学要論』(哲学書院 1887)、有賀長雄著『國家学』(牧野書房 1889→東京専門学校講義録)、鈴置倉次郎著『國家学』(博文館 1890: 政治学経済学法律学講習全書)、ウ・ドロオ・ウィルソン著・高田早苗訳『國家学汎論』(東京専門学校政治科第 6 回 2 年級講義録 1894)、高木豊三著『國家学講義』(明治法律学校講法会 1895)、織田一述『國家学汎論』(東京専門学校講義録 1895)などが

ある。これらとともに、『Lehre vom modernen Stat 近代国家学』や英訳『The Theory of the State 国家論』が専門教育の教材や参考書として活用されていた。

このような学問状況のなか、日清戦争後、日本では大陸ブームが盛んになっていく一方、中国では「東學」<sup>10</sup>という日本ブームが起こるのであり、また朝鮮からは留学生が増加し、中国からは変法運動に失敗した亡命者が続出していく。ちょうどこの時、漢訳『国家学』（1899）が世に出たのであった。

善隣訳書館幹事吾妻兵治による漢訳『国家学』は「亜細亜人」のためとうたっていた。以下、「序」に次いで「凡例」を引用しておく。

一國之憂、莫大於不辯國家爲何物矣。苟善辯之、則上不虐下不亂、協心戮力、共圖富強、雖欲國不旺盛、豈可得哉。古來西人、特立科目以講究之、名之曰國家學。其著書公世者不爲少矣。而德人伯崙知理氏、集而大成之、歐美列國競譯爭講、推以爲大宗。吾國亦譯之、傳誦遍海內。其裨補乎政治民智、不淺鮮也。蓋伯氏之說、公而不偏、正而不激。於我亞細亞人、可謂有鴻益無小弊者。本館首譯其書、實以此也。學者求其意略其文、體其所得以行己施政焉、則其國家可幾而理矣。

明治三十有二年六月

善隣譯書館幹事吾妻兵治識

#### 凡例

一、原書、德國海牙魯堡大學教授兼波典太公顧問官、約翰・加斯巴路・伯崙知理氏所著、係一千八百七十四年十二月刊行。其後、改版有所增補、然至其大體、無所變更。

一、神人國土山川等名稱、一依德國語。但英國語通用既久者、不必改。

一、人名神號等、右傍施單線。國土山川等名、

施複線。其外寺堂教派政黨等名稱、上下施「」。又標事項稍大者、於上層以便閱覽。一、吾國人譯西語、間有異同。譯者務取其妥當者。或不妥別無善譯者、姑依通用文字。又疑其不通者・就始用者、一加註釋。餘從省略。一、本書、別句與讀、務用西法。其或不然者、特謀讀過之便也。

一、譯者直寫、步襲原文、毫不加節約、大負本館譯述之旨。因欲改竄、就簡明。而剖劂期逼、不暇更稿且活版多誤謬、此二事爲憾耳。明治三十二有年六月 譯者識

（句読点・下線強調：權）

〔訳〕一国にとって最も憂うことは、国家が何かを弁えないことである。よく弁えていれば、上は虐めず下は乱れず、心をあわせて尽力し、共に富強を図るので、国は旺盛にならざるをえない。

古来、西洋人は、特別に「国家学」という科目を立ててそれを講究してきて、公刊された著書も少なくない。ドイツ人ブルンチュリ氏がそれを集大成し、欧米列国では競い合って翻訳し講義して最も権威のあるテキストになっている。わが国でも翻訳され、ひろく読まれて、政治と国民教育に役に立つこと鮮少でない。

思うに、ブルンチュリ氏の学説は公正にして不偏不党である。我がアジア人には大きな補益はあっても何等弊害はないといえよう。本館が先にこれを翻訳するのは、実にこのためである。読者がその意味を求める形式は簡略にし、体得したのを自ずから実行し政治を行えば、その国家はもうすぐ安定するだろう。

1899年6月

#### 凡例

一、原書は、ドイツハイデルベルグ大学教授

兼バーデン公顧問官であるヨハン・カスペル・ブルンチュリ氏の著書で、1874年12月刊行されたものである。その後、改版するに増補するところはあったが、その大体には変更するところはない。

一、神人・国土・山川などの名称は、すべてドイツ語による。但し、既に久しく通用している英語は、改めなかった。

一、人名・神号などは、右傍に単線を施し、国土・山川などの名は、複線を施した。そのほか、寺堂・教派・政党などの名称には、上下に「」を施した。重要な事項は上層に標示して閲覧の便を謀った。

一、わが国人の翻訳する用語には、多少の異同がある。訳者はつとめてその妥当な用語を取ることとした。妥当でなくよい訳語のない場合は、暫定的に通用の用語によった。また通じないと疑わしいものや、始めて用いるものにはすべて注釈を加えた。このほかは、省略に従った。

一、本書における句読法は、つとめて西洋式を用いた。たまに読み過ごす便を謀ったところもある。

一、訳者は原文を踏みながら直訳し、少しも節約を加えなかつたが、大いに本館の翻訳主旨による。修正したい、簡明にしたいのだが、出版の期日が迫り、原稿を改める暇がなかつたことと、活版に誤謬が多いこと、この二点が憾まれるのみ。

1899年6月

西洋の「国家学」について「ドイツ人ブルンチュリ氏がそれを集大成し、欧米列国では競い合って翻訳し講義して最も権威のあるテキストになっている。わが国でも翻訳され、ひろく読まれて、政治と国民教育に役に立つこと鮮少でない」という「序」文は、加藤弘之の『国法汎

論』が流行った明治10年代を連想させるが、もしかすると、ブルンチュリの『Lehre vom modernen Stat 近代国家学』第六版と、その英訳『The Theory of the State 国家論』をも念頭においたものとも考えられる。

しかし、あらためて「凡例」にある原書に関する記述に注目してみると、「ヨハン・カスペル・ブルンチュリ氏の著書で、1874年12月刊行されたもの」とは、平田訳『国家論』と同じ『Deutsche Statslehre für Gebildete, 1874 教養人のためのドイツ国家学』のほかになく、そのいっぽう「その後、改版するに増補するところはあったが、その大体には変更するところはない」とは、今まで見てきたように『国法汎論』の原書『Allgemeines Statsrecht 一般国法論』のことである。

ようするに、この「序」と「凡例」では、すでにみた平田の『国家論』『凡例』に記されていた内容が断片的に反覆されているのであり、とくにブルンチュリにおいて『国法汎論』と『国家学』の原書がそれぞれ別著である事実に注意していない。吾妻兵治は、平田らによるブルンチュリの『国家論』を、ブルンチュリが『国法汎論』以来、自分の学問を集大成した『Lehre vom modernen Stat 近代国家学』と混同誤認しているとしか思えない。

ちなみに、この吾妻兵治漢訳『国家学』と平田らによる完訳『国家論』との関係について一言つけ加えておきたい。

今まで紹介した引用文を見る限り、平田においては「独逸国海德堡府大学博士兼巴丁大公顧問「ブルンチュウリー」先生ノ原著」とあるのに対して、吾妻兵治漢訳には「德国海牙魯堡大學教授兼波典太公顧問官、約翰・加斯巴路・伯崑知理氏所著」とあり、国名・人名はもちろんハイデルベルグ Heidelberg やバーデン Baden の表記上の相違がある。「亜細亜人」のための

表記と思われるが、梁啓超の表記がどうであつたか、「政治学大家伯倫知理之學說」(『新民叢報』第32号 1903.5)の附註に「伯氏略伝、詳別篇、不再述」とあるが、その略伝が未確認である。

### 3. 『清議報』の「国家論」

さて、漢訳『國家学』を加工したと指摘される梁啓超の「国家論」とは1899年光緒25年3月1日発刊の『清議報』第11冊「政治学譚」に「德国伯倫知理著」「国家論卷一」「第一章 国家之改革」「第一節（以学理积国家之意義）」が掲載され、中断を経ながら連載される。なぜか「卷二 国家並国土」を飛ばして「卷三」に続き、第28冊に「卷之四 公權之作用」「第一章 至尊權・國權・主權」が、第29冊と第30冊に「第二章 国家主權（国民主權）・君主主權（政府主權）」が、第30冊に「第三章 公權の區別」が9月21日発行の第31冊まで続き、その後に記事は掲載されず、中断のまま終わっている。

『清議報』の「国家論」が漢訳『國家学』を加工した痕跡は、【附録④】にみえるように、多々確認できるが、両者の直接関係を明かす証拠はまだ発見されていない。ここで浮かびあげる疑問点は、漢訳『國家学』「序」と「凡例」の日付が『清議報』掲載が始まってから3ヶ月後の明治32年6月であること、その発行日が12月13日であることである。今のところ、推測の域を出ないが、善隣譯書館<sup>11</sup>と清議報館<sup>12</sup>との、あるいは吾妻兵治と梁啓超との何らかの協力関係があつて漢訳『國家学』出版を前にして『清議報』に掲載されることとなり、中断のまま掲載が終わったのは、漢訳『國家学』出版を見はかつてのことであったのか、と推測するのみである。

ついでに、残っていた問題二つについてつけ加えておきたい。

一つは、梁啓超の訳だとした『國家学綱領』

訳述者安鍾和におけるその根拠が何かである。

『清議報』連載「国家論」に執筆者の記名はなく、現行の『飲冰室合集』にこの文は収録されていない。訳者名を記すほどでもない加工を施したので、『清議報』に名乗れなかつた可能性が高く、『國家学綱領』訳者安鍾和はこれを伝聞したのではないか、と推定される。

もう一つは、題名についてである。『國家学綱領』に対して『清議報』では「国家論」であり、吾妻兵治の漢訳『國家学』に対して平田訳は『国家論』である。『清議報』の「国家論」において平田訳『国家論』が参照されたことも考えられ、安鍾和の『國家学綱領』において吾妻兵治漢訳『國家学』が参照されたことをも充分ありうる。

### III. 有賀長雄と早稲田大学

ここでは、有賀長雄と早稲田大学について論じていく。それは、早稲田大学の前身である東京専門学校に金祥演が留学し、その訳述書の原書がその講義録である点、そして有賀は1888年から長く東京専門学校の「國家学」や「国法学」などさまざまな講義を担当したからである。

羅瑨・金祥演訳述『國家学』が高田早苗講述『國家学原理』を部分的に翻訳していることは前稿で明らかにしたが、【附録⑤】でみると、羅瑨・金祥演訳述『國家学』の目次は英訳『The Theory of the State 国家論』と相当対応している。高田早苗講述『國家学原理』のほかの「國家学」教材か講義案から訳述した可能性が考えられ、その原書については調査を継続する必要がある。その手がかりを探るため、早稲田大学の政治学、織田一『國家学』について考察する。

もう一つ金祥演撰述『国法学』の原書が有賀長雄著『国法学』であることが明らかになった

ので、それについて後に考察する。

## 1. 早稲田大学の政治学

### (1) 開学初期のカリキュラムと教科書

早稲田大学の前身東京専門学校は、政治経済学科・法律学科及び物理学科そして英語学科をもって明治15年（1882）開学した。東京府に提出された「開学願書」<sup>13</sup> の政治学科の課程表には、つぎのような科目があがっている。

#### 第一年

史学：希臘史 羅馬史 中古史 欧米州近世史

経済学：経済学原論

論理学：大意

和漢文学：文章軌範 八家文 史記

法律学：大意

憲法：総論

商法：大意

心理学：大意

作文：課題和漢作文

#### 第二年

経済学：経済沿革史 租税論 貨幣史 貿易論

和漢文学：左伝 戦国策

作文：課題和漢作文

日本財政論：現今財政論 旧幕代財政論

世態学：大意

行政法：大意

#### 第三年

作文：課題和漢作文

世態学：詳論

行政法：詳論

法理論：大意

外交学：大意

政理学：大意

統計学：大意

科目の多くに教科書を明示できなかつたため

であろう。政治学科には「参考書表」があり、以下のような書籍があがっていた。

- 『古代社会論』一冊 1860 年 モーガン氏  
『政治理論』一冊 1850 年 スペンセル氏  
『政治学』二冊 1870 年 ウーセー氏  
『物理政治相関論』一冊 1870 年 バゼオット氏  
『自治論』一冊 1873 年 リーバル氏  
『自由論』一冊 1860 年 ミル氏  
『自由弁』一冊 1870 年 スチーブン氏  
『秩序進歩論』一冊 1860 年 ハリソン氏  
『代議政体論』一冊 1860 年 ミル氏  
『理財論』二冊 1855 年 ミル氏  
『世態学論』三冊 1870 年 ケレー氏  
『理財論法』一冊 1870 年 ケアネス氏  
『貨幣論』一冊 1864 年 ゼヴラン氏  
同 一冊 1871 年 ウヲカル氏  
『理財新説』一冊 1868 年 ケアネス氏  
『米国理財論』一冊 1869 年 ボーエン氏  
『銀行論』一冊 1870 年 マクレヲツド氏  
『外国為替法』一冊 1876 年 コスシエン氏  
『米国貨幣史』一冊 1870 年 サムネル氏  
『英國租税法』一冊 1872 年 ハツクスター氏  
『租税論』一冊 1865 年 マクロツク氏  
『労力論』一冊 1868 年 ソルントン氏  
『自由貿易弁』一冊 1878 年 バイルス氏  
『保護税弁』一冊 1872 年 パスチャー氏  
『米国保護論』一冊 1870 年 サムナル氏  
『国立銀行条例』  
『会計法』  
『希臘史』一冊 1874 年 スミツス氏  
『羅馬史』一冊 1874 年 スミツス氏  
『中古史』一冊 1874 年 ハラム氏  
『英國史』一冊 1874 年 ヒューム氏  
『仏國史』一冊 1874 年 スミツス氏  
『文章軌範』  
『八家文読本』

## 『史記』

開学に際しての関係者の意欲とともに洋書を中心の教科書や参考書の状況をうかがうことができる。

開学以来、専門教育の充実化が謀られていき、明治 20 年（1887）東京府に提出された「私立東京専門学校諸規程取調書」には「政法二学部に於ては、更に高等科を置き、一学年の間、洋書に就て講究せしめ且つ高尚なる邦語講義をなす」「高等科を修めんとする者は、政学部若くは法学部を卒業し併せて英学兼修科第三年を卒えたる者に限る。但し本条相当の学力ある者、校外より高等科に入らん事を望む時は、試験の上、之を許す」とあり、「洋書に就て講究せしめ且つ高尚なる邦語講義をなす」高等科が置かれるようになる。

また教科書にも大きな変化がみられる。以下にあげる政学部教科用図書は、リストの約 1/3 にあたる。ちなみに、政学部には政治経済学科がある。

科目	書名	著者	出版年月
政体論	国憲汎論	小野梓	明治 18.9
経済原論	経済原論	天野爲之	明治 19.3
法学通論	法学通論	テリー	1880
日本刑法	日本刑法	宮城浩蔵	明治 20.4
上古史	万国史	前橋孝義	近刊
論理学	論理学講義	坪井九馬三	明治 19.10
憲法論	国憲汎論	小野梓	明治 18.9
政理学	政法哲学	スペンサー	1860
国際公法	国際公法口授	ホール	1882
米国憲法	米国憲法口授	クーレー	1885
国際私法	万国私法	ホアートン	1872
心理学	心理学撮要	サレイ	1884
社会学	社会進化論	有賀長雄	明治 16.10
経済学	経済学	ロツショル	1875

哲学	哲学史	ホエン	1883
法理学	法理学	ホーランド	1874

日本人教員<sup>14</sup>による明治年間出版の翻訳や著述書が、多く登場していることと、西洋出版の英語教材による「口授」の存在が注目される。ブルンチュリの著書『The Theory of the State 国家論』の出版は、この翌年 1888 年のことである。つぎにみるのは、「口授」の一例と言える。

## （2）高田早苗のブルンチュリ「国家論」講義風景

この時の東京専門学校の雰囲気をうかがえる資料に、明治 24（1891）年東京専門学校英語科と政治科を卒業した鳥谷部春汀（1865～1908）の「早稲田大学の三講師」（『時代人物月旦』博文館、明治 38.8）がある。鳥谷部は卒業後、毎日新聞社に入社、明治 30 年（1897）博文館に入り、雑誌『太陽』の記者となり、『太陽』の編集にも携わった。この文章は、彼が卒業して 11 年後に回顧する法学博士高田早苗、法学博士天野為之、文学博士坪内雄蔵の早稲田大学の三講師に対する人物評である。以下は、高田早苗を紹介する文の始めと終わり部分である。

余が始めて彼れを見たるは、早稲田の政治科講堂なりき。彼れはブルンチリーの國家論を講述す可く講座に現はれたりき。白皙長身にして風采都雅なる年少學士は、先づ流暢なる朗讀を以て學生の謹聽を促がし、間々譯讀を加へつゝ、極めて明晰に、殆ど一氣呵成に講述するの風なりき。學生の質疑に對して、その手を懷にし、片膝を顫動しつゝ、忙はしげに答辨するの習癖は、やゝ講師の威嚴を損ひしに似たりと雖も、兎に角、雄辨なる講師として、最も早稲田の學生間に人氣ありき。彼れは萬延元年二月舊江戸深川に生る。明治

九年大學予備門に入り、同十一年東京大學（今  
の帝國大學）文學科に學び、同十五年業を卒  
へて文學士の學位を授けらる。同年十月東京  
専門學校創立せらるゝや、彼は講師兼評議  
員として始めて國民教育の任に當り爾來、銳  
意奮勵、以て力を専門學校の發達に致したる  
こと二十年一日の如く、學課の改正、圖書館  
の設立、出版部の經營、學校經濟の整理等、  
大抵彼の手に成らざることなし。  
其間或は讀賣新聞主筆と爲り、或は憲法雜誌  
を發行し、或は衆議院議員と爲り、或は外務  
省通商局長、文部省參與官兼專門學務局長と  
爲れりと雖ども、其の行程は終始一貫して渝  
ることなし。曰く、國民教育の方針を改善して、大國民を養成する、是れなり。彼の所  
謂る國民教育の方針とは、立憲思想の普及を謀る一なり、對外觀念の發達を期する一なり。  
是れ實に穩健正大なる主義にして、其の早稻  
田出身者の概して穩健なる人物に富めるは豈  
彼の指導宜しきを得るが爲ならずと謂はむ  
や。

（中略）遂に本年九月を以て、名譽ある早稻  
田大學を開くを得たり。彼は現時早稻田大學  
の學監たりと雖も、實は無名の校長にして、  
且つ早稻田學風の鼓吹者たり。（M35.12）

（句読点・改行・下線強調：権）

ブルンチュリの『The Theory of the State 国  
家論』を用いた高田の講義の情景が目に浮かぶ  
ようである。

### （3）高田早苗の「政治学研究之方法」

早稻田大學の中心をなし、また政治学科の中  
心でもあった高田が口授した「政治学研究之  
方法」がある。これは、「明 28 東京専門學校政  
科第 1 年級第 7 回講義録」織田一述『國家學汎  
論』に付録された 13 頁の手引書である。

「政治学研究之方法と題して、茲に述べんと  
する目的は此講義録を独修せんとする人々、及  
び其他政治学の初学者の為めに研究の順序を示  
さんとするにあり」と始まる高田の「政治学研  
究之方法」講義においては、以下のような政治  
学研究の順序が述べられている。

第一は、歴史と地理である。「政治学の研究に  
志す者は、先づ地理と歴史と修めざるべから  
ず、此二者を修めずんば政治学研究の基礎鞏固  
なるを得ざるなり」というのである。

第二は、國家學原理と憲法学そして行政学で  
ある。「例えはブルンチュウリーが國家學を分ち  
て國家學汎論、國法学、政略學の三種と為すが  
如く、又は政治學を國內政治學、國外政治學の  
二種と為し、國內政治學の中に憲法及び行政の  
二科ありて國外政治學なる名の下に國際法を置  
くが如し」と詳細に説明したのち、「先づ第一に  
國家學汎論又は原理と称すべきものを研究せざ  
るべからざるや論なきなり。之を研究するに當  
て一面は哲學的に、他の一面は事実的即ち歷史  
的に学ぶこと尤も利益多からん」と學問研究の  
基礎重視の姿勢を明示している。そして「平田  
東助平塚定二郎共訳ブルンチュウリー氏國家學  
山崎哲藏氏訳ラートゲン氏政治學 室原重福氏  
訳述バルゲス氏政治學（國家の部） 土岐僕氏  
訳ラレー氏國家學要論 石原健三氏水下新三郎  
氏合訳クレーン氏政治學」などを紹介し、「國家  
學の原理を研究したる後は憲法学を学ぶべし」と  
と指南する。「加藤弘之氏訳國法汎論 平田東助  
氏訳國法汎論 有賀長雄氏著國家學 小野梓氏  
著國憲汎論 前橋孝義氏訳ミル氏代議政軸 ポ  
リュー氏今世國家論 李家隆助山崎哲藏二氏訳  
ラートゲン氏憲法篇」を紹介したのち「各國の  
憲法を攻究するに當ては先づ日本憲法を学ぶべ  
し…帝國憲法を研究するには諸外国の憲法、  
就中英國憲法を学ぶべし。而して後ち比較憲法  
の研究に移るを宜しとす」と。つぎに「國法学

を研究して国家の組織に関する知識を得たる後は進んで行政の事を学ばざるべからず。即ち行政学なる一科を特に研究するを以て順序となすなり」と。

第三は、国際公法と法理学である。「國家学理、国法学、行政学等を修むる時は、所謂政治学なるものゝ大要に通ずるを得るなり。然れども是等は国内政治学の範囲内なれば、国外政治学を別に研究し國と國との関係に付て学ぶ所なかるべからず。之れ国際公法の研究を必要とする所以なり」と、また「政治学を学ぶものは併せて法理学をも研究せざるべからず」と。

第四に、統計学である。「又政治学を修むるものは事実的に之を研究するの必要あり。從て統計学の大脉に通ずるを要す。」と。

高田によれば、以上が「實際を旨として政治学研究の順序」であるに過ぎず、「政治学者は多少の哲学思想あるを要し、殊に政治哲学を修めざるべからず」と、また「予の意見を以てすれば、論理学と修辞学とは鳥の双翼の如く相待て要を為すものなるが故に政治学に志すもの、其始めに於て攻究を怠るべからず」と、批判や分析の思考力を養うとともに説得力と表現力を身につけるために哲学をはじめとした論理学と修辞学の人文学修学を基礎教養として重視する。

最後には、当時の学術状況の問題点をも含めて、以下のように学習者の奮起を促している。

愚見に據れば、日本人は日本語を以て政治學を研究すること、恰も獨人が獨語を以てし、英人が英語を以てするが如くなざるべからず。而して邦語を以て政治學を教授し攻究するは、我専門學校が創立以來採る所の方針にして、十年の経験に依り頗る良好の結果を得たりと雖も、如何にせん、歐米の書籍を翻譯するの業、廣く世間に行はれず、從て適當なる参考書を備ふるの道なきは、予の甚だ憾み

とする所なり。

今日の有様にては、政治學の學生が學校の講義又は講義録等に據りて得る所の智識は頗る多しと雖ども、而かも歐米の書籍を読み能はざるものゝ研究は畢竟、他力的たるを免れず。即ち講師の講義に據りて學ぶ他、自から研究するの道なきなり。去れば、政治學は勿論、其他の學問に就て今日の急務は、盛に歐米の書籍を翻譯し、直に之を読み得ざるものゝ爲めに資料を備ふるにあるや論を俟たざるなり。本校、夙に茲に見るあり。前學年より頻に原書を翻譯して講義録に載せ、以て他日の大成を期す。然りと雖も、直に政治學の蘊奥を窺はんとするものは、其國語にのみ依頼せず、別に外國の語を擇んで之を學び、汎く参考書を涉獵するの覺悟あるを要するなり。殊に政治學の著述翻譯等少なき所の我邦に於ては、斯學に志すもの外國語を兼修せざるべからざるや固より辯を俟たず。(完)

(改行、句読点追加・変更、下線強調：権)

高田は、西洋近代学問の受容が急がれている当時の状況から「今日の急務」として翻訳の必要性と外国語兼修の重要性を強調しているのである。

## 2. 『國家学汎論』

つぎに取りあげたいのは、高田口授の「政治学研究之方法」を付録した「明 28 東京専門學校政治科第1年級第7回講義録」織田一述『國家学汎論』である。前稿において羅培・金祥演訳述『國家学』が高田早苗『國家学原理』の一部によっていることを明らかにしたのであるが、織田一述『國家学汎論』からは、東京専門学校においてブルンチュリ「國家学」を用いた講義の初期様相をうかがうことができる。織田は、つぎのような「前書き」を認めている。

國家學汎論の著者ヨハン、カスバル、プリンチュリー氏は、千八百八年瑞西國チューリフ州に生れ、同三十六年に同州の大學生に於て法學博士の學位を受けたる人なり。其後獨乙諸大學の教授と爲り、ハイデルベルヒ大學の教授たりし時、此書を著せり。其著書は「近世國家の學」(レーレ・フォン・モデルネン・スタート)と題して、國家學汎論と國法汎論と及び政治學の三卷より成る。今、余の講述せんとするは、國家學汎論にて國法汎論及び政治學に入るの基礎なり。本校に於ては、第一年級に國家學を學び、第二年級に於て國法汎論を學び、第三年級に政治學（行政學）を研究することなれり。是れ講學の順序なり。

國家學汎論は、緒言及び七卷より成れり。第一卷は國家の概念、第二卷は國家の要件（人及び國民）、第三卷は國家の要件（土地）、第四卷は國家の興敗、第五卷は國家の目的、第六卷は國家の形狀、第七卷は主權及び其機關、是れなり。

(句読点追加・変更：権)

東京専門学校政治学科において、ブルンチュリ著『近世國家の學』三卷すなわち『Lehre vom modernen Staat 近代國家学』によって「第一年級に國家學を、第二年級に國法汎論を學び、第三年級に政治學（行政學）を研究する」カリキュラムが明治 28 年（1895）には出来上がっていったことがわかる。ちなみに、前述した高田早苗口授の「政治學研究之方法」においては「ブルンチュウリーが國家學を分ちて國家學汎論、國法学、政略學の三種と為す」と述べられていた。

以下、織田『國家學汎論』の第一章「國家學の定義」の一部を引用しておく。前稿で取りあげた羅瑨・金祥演訳述『國家學』と高田早苗講述『國家學原理』との違いをうかがうことができる。

國家學、英語に（Political Science）獨語に（Die Staatswissenschaft）と云ふは、國家に關する學問にて、即ち國家の要件、本性及び國家の形狀、發達を講究理解するの學問なり。更に換言すれば、國家の概念、國家の要素、國の興る所以、國の形狀、主權の定義、及び分配に就て論ずるの學なり。昔時希臘の人は、國家學を「ポリチカ」と稱して特に區別を設けざりしが、近世に至て、國家學を國法學（公法に關する學問）及び政治學の二に大別す。而して又行政、國際法、警察等の諸科に關する學問起れり。然れども、皆此等は國家中の一分枝に外ならず。

國法學及び政治學なるものは、之れに反して共に國家全體に關する學問なり。然らば、此二學問は如何なる點に於て異なるやと云ふに、國家を觀察する點の異なるより起れり。即ち國法學と云ふものは、國家の靜止したる狀態に就て觀察するの學問なり。政治學は、之に反して國家の活動及び其行爲を論し、國家の目的を示し其の目的に達すべき方法を究め、現存制度の欠損を補ひ、其害を除くことを圖るの學問なり。此二の學問の關係は、秩序と自由との如く靜止と運動との如く解剖學と生理學との如し。故に國法學なるものは、國家の所爲が國家の目的に稱ふや否を顧るものなり。

(句読点追加・変更：権)

織田の『國家學汎論』というのと、加藤の『國法汎論』以来の用語を踏襲したとすれば、高田の『國家學原理』という書名には、『The Theory of the State 国家論』の影響が感じられる。参考のため、【附録⑥】に織田の『國家學汎論』と『The Theory of the State 国家論』の目次を対照しておいた。

### 3. 有賀長雄と『国法学』

金祥演撰述『国法学』の原書は、有賀長雄著『国法学』である。

図書検索をしてみると、「早稻田叢書」『国法学』上下2冊もの（692p・526p 東京専門学校出版部 1901-1902）、「早稻田大学政治経済科38年度第1学年講義録」（18, 635p）のほか、標題紙「東京専門学校藏版」とある『国法学』（19, 586p）と天・地2冊もの（21, 2, 662p, 図版[1]枚）、『国法学』（434p）がある。国会図書館近代デジタルライブラリにて公開されている前者二種の『国法学』との目次を対照した【附録⑦】にみるように、多少の相違はあるものの、「早稻田叢書」『国法学』上下2冊ものが金祥演撰述『国法学』の原書に該当すると判断される。金祥演は1902年卒業するので、これが教材であった可能性も高い。

#### (1) 有賀長雄著『国法学』

まず、有賀の「序」を引用してみる。

國法學は、國家と稱する無形の權力編制を剖析し、其の各部の組織權限を備究するものにして、法學中最も重要且つ艱深なるものに屬す。本邦に在りて殊さら然りと爲す所以のものは他無し。凡そ一國の國法は、其の歴史上の變遷の自然の結果にして、歐洲の立憲國家は、封建の家督國家より一轉し、途中に於て英國政變及佛國革命の影響を被りたるものなるも、本邦の立憲國家は、封建諸侯の治業より變成したるものに非ず、又民主革命の餘波と相關するものにも非ざればなり。

余や明治十六年始めて社會學を著し、廿二年國家學を編述して、社會國家の理勢を分解したり。而して日本國民は、必ず其の特異の變遷に由る特異の理勢あり、之を表明するに非ざれば、日本の國法を説く能はざるを惟ひ、

廿五年更に帝國史略を公にし、爾後國法學の著述に從事して今日に至れり。然るに最近數年に於ける極東の事變は、人として國家内部の編成を考較するに安する能はざらしむるものあり。日清戰爭以後に於ける一身上の經歷は、遂に余を驅りて力を國際關係の講究に割くに至らしめたり。然れども、國法と外交史及國際公法とは、同一國家の内部と其の對外關係とを説くものなれば、實は相表裏するものあり。又歐洲の大家にして力を此の兩科に致したる者、鮮しとせず。豈に獨り本邦人のみ、之に倣ひ難きの理あらむや。

我が帝國大學は、夙に國法の爲に講座を設け、専門の士を聘して之を教授せしめ、其の説く所は既に海内の教權を制するに至れり。然るに此等の諸士に待つトなく、自ら進て國法學を著述するは、殆ど僭越の責を免れ難し。然れども、余は唯た日本の歴史より入りて日本の國法を疏釋せむとするに於て、聊か諸士と方法を異にするものあるを信じ、敢て不遜の罪を犯したり。諸士、幸に此の意を諒とせよ。

明治三十四年七月十三日 著者誌

(一部句読点・濁点、下線強調、コトは合字: 権)

明治15年（1882）、東京大学を卒業した有賀は、東京大学御用掛となり「日本及支那歴史編輯」に携わる。そして有賀自身が「凡例」と「有賀長雄社会学全部豫匠」に記しているように、スペンサーが社会進化の理を講究した『哲学全書』に依拠しつつ日本をはじめとして支那・朝鮮の來歴をその証例にして「社会進化論」「宗教進化論」「族制進化論」「政体進化論」「儀式進化論」「産業進化論」の五巻に構想した『社会学』は、前半の巻三までが1884年出版された。「社会進化論」は前述の明治20年教科目図書に指定されていた。『国家学』は、留学中の原稿に基づき、帰国した明治21年（1888）東京専門学

校講師<sup>15</sup>に委嘱されて加筆した講義案を出版したものである。『帝国史略』は、東京大学在職中、日本社会史の編纂に従事したのを転職後、皇典講究所および明治法律学校での史学講義案を出版したものである。以上が、有賀自身があげた『国法学』に至るまでの重要な研究履歴である。

このほかに『帝国史略』付録『日本古代法釈義』や、「東京専門学校政治科講義録」『日本政治史』も同じ 1893 年に出し、『万国戦時公法・陸戦条規』(陸軍大学校 1894)、『行政学講義』(明治法律学校講法会 1895)、『近時外交史』(早稻田叢書 1898)、『論理学講義』(明治法律学校講法会第 8 期法律政治講義録 1898)、『国際公法』(東京専門学校法律科第 13 回第 2 部講義録 1901)、『最近時外交史』(東京専門学校政治経済科第 6 回 2 学年講義 1901) などがあり、この『国法学』の後の研究履歴については『戦時国際公法』(早稲田大学出版部 1903)、『文明戦争法規』(金港堂 1904)、『満洲委任統治論』(早稲田大学出版部 1905)、『保護国論』(早稲田大学出版部 1906)、『最近三十年外交史：近時外交史続編』(早稲田大学出版部 1910) などの書名が物語る。

以上のような経歴の持ち主である有賀『国法学』の特徴とは、「方法を異に」して「日本の歴史より入りて日本の国法を疏釈せむとする」点にある。この特徴ゆえに【附録⑥】の目次の対照からうかがえる有賀『国法学』と金祥演『国法学』との間の相違点として、①有賀の「日本国法沿革」に対して金の「国家編制の起源」があり、②「天皇」が「元首」「君主」に改められた点、③省略された「皇族の自治（皇室典範）」、「台湾総督府」そして「第八編 法律命令」「第九編 行政」「第十編 行政監督」の存在をあげることができる。このほか、目次が同じであってもその記述において省略や書き換え、そして

追加記述も多々ある。

これらの相違点のうち、有賀の「日本国法沿革」について検討してみたい。

195p という分量もさることながら、七つの章に展開される「日本国法沿革」は、これまでの『社会学』『国家学』『帝国史略』によって蓄積された知見が結集されたうえ、当時専念していた「国際関係」研究と経験が加えられたものといえる。「一国の国法は、其の歴史上の変遷の自然の結果」であるので、日本は「封建の家督国家より一転し、途中に於て英國政変及仏国革命の影響を被りたる」ヨーロッパの立憲国家とは異質のものであると、有賀は宣言する。すなわち「本邦の立憲国家は、封建諸侯の治業より变成したるものに非ず、又民主革命の余波と相關するものにも非ざればなり」と。ヨーロッパの文明列強国と対比の上、日本の「社会國家」の「特異の変遷に由る特異の理勢」「其の歴史上の変遷の自然の結果」としての国法を研究することを志しているのである。

このような「日本国家の基礎」を冒頭に挙げ、第一節「建国の次第」は、「我が大八洲国は伊弉諾ノ尊、伊弉册ノ尊の始めて啓き給ひし所なり」と書き出して、「大八洲國の主權は天照大神の伊弉諾ノ尊、伊弉册ノ尊に承け給ふ所なり。然れども大神は親ら天国の主たるを以て…天照大神又三種神器を以て天孫に授け賜ふ」と続く。その間、天照大神の「出雲平定」があったし、天孫降臨後、東征を経て中国を平定し、ついに神武天皇が権原の宮に即位したことをもって、「日本帝国の基礎此に存す」と節を結んでいる。ちなみに、「日本国家の基礎」は、『帝国史略』においては、第一期の「神武建国より三韓征服に至る」「国民興起の代」に対応する。

これに次ぐ第二節「国民の成分」においては、つぎの三つの成分をいう。

(1) 日本民種：日本国民の本体を成す。同一

の天国より来るもので、その天国にある諸神を祖先とする。祖先礼拝の儀式があり、宗族制度に基づき君長を立てる。

(2) 鼻帥民種：神武東征に際して抵抗した民種。

(3) 穴居民種：最も野蛮な民種。主に東北に居る。

これらの民種が団結して一個の国民となすに最も重要な点として、「国民の團結を保つ所以の最大勢力となれり」とする「氏族の編制」をあげる。これが「職掌の世襲」ともつながり、「後に上代の国家編制を見る」ことになるが、ここで「国民團結の第二勢力」である「武力」の意味を強調する。

このようにして、天皇・骨姓・皇別神別の氏・大臣大連などの血縁関係を基礎とした簡古な政治体制の「血族国家」を構築し、「海外交通」「外人帰化」「文教伝来」により「血族国家」は敗類して「等族国家」(一)の「文教国家」に発展、さらに「文教国家」から「等族国家」(二)の「武力国家」へ、「武力国家」が自滅し「等族国家」

(三)の「徳川幕府の国家」に発展、明治の維新によって「等族国家」から「公民国家」を築くに至ったと論じているのである。

有賀は、明治天皇「五箇条の誓文」の趣旨について、「政権を一部等族の専有とする旧弊を改め、各一個人をして国家の上に其の意志を致さしむる為に、国民の公論に聟へて万機を決するの主義を採り給ふもの」と説明する。そして「公民国家」の目的について「血族国家は唯た族制維持の為に必要な所を以て各一個人の上に行ひ、等族国家は唯た一部等族の権勢を維持する為に必要な所を各一個人の上に行ひたり。然るに公民国家に至りては、縱令直接に之を欲せざと雖、其の実は間接に各一個人の発達のために必要な事業を以て其の上に行へり。公民国家の目的とする所は、唯た各一個人をして其の

発達を遂げしむるに在り」とい、「国内各一個人の発達は即ち国民の発達なり」と断言している。「氏族国家」から「等族国家」へ、さらに「等族国家」から「公民国家」に至った、その国家目的は「国民の発達」にあり、これは日本国民の歩んできた歴史の結果だというのである。そして有賀は、以下のような総括的説明をしている。

過去の歴史より之を云へば、日本國家の公民は皆天皇の祖宗の遺民にして、天孫及天孫を輔けて大八洲を啓きたる天神地祇の後裔たるが、或は然らざるも、等しく祖宗の惠撫慈愛し給ひし所の臣民の子孫なり。故に敢て格段なる等族に限り其の志を遂げしむべきに非ず、普く各個臣民をして國家に依り其の發達を計るの機會を得せしむるは、是れ祖宗の遺志に報し給ふ所以なり。

又孤島國を爲し、多く海外と交通せざりし時代に在ては單に國內の治平を維持せば、以て邦家の存立を保全するコトを得べかりしも、世界の機運は永く孤立を免さず。近年に至り各國と交通し之と相對峙して獨立を維持するの必要を生したり。而して各國は多く公民國家の主義を實行し、各個臣民の發達を以て其の目的と爲すが故に民富み國強し。因りて我が國も亦同じ目的を以て目的とするに非ざれば、一朝事あるの日に當て祖宗の國を失ふの危局に近づかざるべからず。(上 151 p)

(句読点・濁点、コトは合字：権)

このようにして公民国家の編制を規定する憲法、すなわち大日本帝国憲法の制定に至る。以上のような「日本国家の基礎」のうえ、大日本帝国憲法を解説したのが、有賀のいう日本の国法学となる。

ちなみに、有賀の「早稲田大学政治経済科 38

年度第1学年講義録』『国法学』においては、【附録⑦】にみるように、第一編「日本国家の基礎」の歴史的考察部分が省かれ、第七章の「公民政家の各種」にわずかな修正を加えた「総論」に替わっている。第七章の「第一節立憲君主政体及民主政体、第二節立憲君主政体、第三節民主政体、第四節結論」に変更はない。

## (2) 金祥演撰述『国法学』

有賀の『国法学』を原書にしつつも金祥演撰述『国法学』は、6頁の「国家編制の起源」を総論にしている。以上でみたように、有賀は、日本の国家社会の歴史上変遷を「氏族国家」「等族国家」「公民国家」と説明し、公民国家の編制を規定するものを憲法といい、これを「日本国家の基礎」とし「国法学」の冒頭においたのであるが、金祥演はその代りに「国家編制の起源」を『国法学』の冒頭においたのである。有賀が試みた日本の「社会国家」の「特異の変遷」による特異の理勢」に代替できる韓国の歴史的考察による「国法学」の設計ができなかつたからであろう。

金祥演は、「国家編制の起源」において「そもそも国家は、個人的能力や社会的結合体の能力を以て、経営し難き人生の発達を要務とする。然し此を国民全体に涉り其全体の協力を以て經營する公共体と解釈する時は、斯くの如き公共体の発動と及び其の編制に対して一定の推測が難くない」と書き出し、「人生の発達」を要務とする国家とは、「個人的能力や社会的結合体の能力」すなわち国民「全体の協力を以て經營する公共体」であると解釈し、その「公共体の発動」及びその「編制」は推測し難くない、と述べるのである。そして国家に関するいくつかの特徴性格を述べている。たとえば、

①「国家は其の団結に属する各個人即ち臣民の生活発達の為に永々発動し終止しない者であ

る」。つまり、「人類生活の外界」、この「広大無辺な外界に対して其力を展じ其の包含する事物の勢力を利用して人々生活の幅員を増大する事業」を「次々と進行し停止する処がない」、これが「国家発動の実況」であるという。このような「発動」する国家であるゆえに「備えべき編制」があるという。

②「夫動物や又人類の一個体か一団体かを問わず、総べて一定の目的を以て外界に対して発動し、外界を制して此の目的に副えるために嘗々とするのが皆其の意志の外ない」。つまり、「発動」には、一定の「目的」があり、その「目的」を副えるために嘗むのが「意志」である。だから「此の意志が有った後に発動して現出する」というのである。そして「凡そ意志が有る者は、此を行為に発する前に先ず其自体の目的に合うか合わないかを鑑識する。此の鑑識は即ち至高の神識である」という。「発動」に際してそれがその「目的」に合うか否かを「意志」ある者が「鑑識」する。つまり、「取捨折衷」の分析と判断をする。これを「至高の神識」と説明するのである。

つぎの文を見てみよう。

此を一人の生存に比論すれば、吾人は外界の物に觸し事に接する際に種々雑多の意思を發する。若し此等の意思に對して分別を立てず其發するに従つてすぐ此を實行すれば、或は今日の行爲を以て昨日の行爲を無効にし、或は利益上の意思を以て名譽上の目的を毀損するを避け難い。國家に至つても亦然り。其の起こつた意志にして國家の目的に害が無く利益が有らしめ、必ず此を鑑識し取捨折衷せざるをえない。即ち外部の刺激に應じて動く意志外に別に國家の中心に其の目的の所在を自覺し、此に照らして必ず分別するのが即ち國家の神識である。此國家神識に對してまこと

に國家の目的に違背しないと認めた意志は、此を實行するのであり、是れが乃ち國家の行爲である。一朝、此行爲に依り國家の旨趣を貫徹し、其臣民の爲に果然生活一段の範圍を開發する時は、此の範圍において更新に物に觸し事に接することに因り意志を起こし神識に問うて、果然其の目的に背かない者は、發して行爲となり循環し止まないのである。此を國家の活動と云うのである。

これを国家の編制に対応させて、つぎのように言う。

編制が完全な國家では、意志の機關を立法といい、行爲の機關を行政といい、中央に在り意志を鑑識し此を行爲に發させる機關は元首という。元首は別個の機關であると謂うより、寧ろ全體に透徹して此を主宰する靈位と見るのが可い。

上述の如く中央の神識が定立し意志行爲を主宰するに至り、始めて乃ち編制の要を見る。

しかし、この中央の神識が定立しないと、人類の活動も成熟できず、國家の生存が甚だ強固にならない。「中央神識の定立」が「国家編制の進歩」に最も重要であるが、これを困難にさせる要因に以下のような三点があるという。

人類生活發達の途中に此の困難な事情を助勝する所以が三つ有る。一つは、親族の關係で、長老の命令に服從する事であり、二つは、敬神の信念に依り祖神の實意に服從する事であり、三つは、習慣の勢力に依って強者の威勢に服從する事が是である。此等の原因は幾分國家に神識となる中央指揮者の起るを助成したが、此等の原因だけでは指揮者の權力が十分堅固にならざ。民族の生存競争で一部族の

主長をもって他の部族を征服する時に始めて乃ち其權力が定固し、此に服從する民衆の範圍が亦廣大なるを得る。此の事業を經由した民族間において始めて乃ち國家的編制の眼目となる中央神識の備有するを見るべきである。

これらの困難要因は、「國家学上研究の進歩」によって「一定の変遷を経、以上の齟齬が漸々調停される次第に至る」という。この次第の要点とは、「初めや、社会的結合と國家的結合が分離されず、社会的結合の力が最強であるをもつて一人が能く國家的結合を主宰し、中央神識の官能を司ったが、漸次分離し終に乃ち社会組織外に別に国家的編制に至る」のであるという。

ようするに、「国家的編制」は、「社会的結合」と「国家的結合」の未分状態から分離状態に移行する際に現象であり、「国家的結合を主宰し、中央神識の官能を司る」一人の出現をその契機としているのである。

以上、見てきたように、有賀に則るならば、韓國の歴史に即して「国家編制の起源」を記述すべきであったが、その代りに金祥演は、「国家編制の起源」の一般的説明を試みたと言える。だが、「国家的編制の眼目となる中央神識の備え有る」とは、祭政一致を連想させるが、「神識」に関する詳細な説明はされていない。いっぽう、「民族の生存競争」において「一部族の主長をもって他の部族を征服する時に始めて乃ち其權力が定固し、此に服從する民衆の範圍が亦廣大なるを得る」というのは、有賀のいう「国民團結の第二勢力」の「武力」と相通じる。

## むすび

以上、前稿の補足を第一目的として論じてき

た本稿であったが、補足作業の中に明らかになったこともあるが、新たな課題も浮き彫りになった。以下、本稿の内容をあらためて整理しながら、今後の課題をも確認しておきたい。

第一、加藤弘之の『国法汎論』にはじまったブルンチュリ著書の翻訳書については、相当整理できた。加藤「補訳」の存在に気付かなかつた日本評論社の「明治文化全集：補巻2」『国法汎論』（1971）の不備も指摘できた。ただ力不足によりドイツ語原典を一々確認できなかつたのが悔やまれる。

第二、亜細亜人のためを標榜した漢訳『国家学』の訳者がブルンチュリ著書について混同誤認していた事実は、当時の読者に対する影響如何も調査対象たりうるが、むしろ書物の成り立ちに対する研究者の注意を喚起するに十分な事例といえる。

第三、ブルンチュリ『国家学』の平田東助・平塚定次郎共訳『国家論』（1889）と吾妻兵治漢訳『国家学』と『清議報』連載「国家論」との関係については、不明な点があるが、安鍾和訳『国家学綱領』の原書が『清議報』連載の「国家論」であることは確定することができた。

第四、早稲田大学の政治学については、明治期の政治学受容史上の意義を含め、韓国留学生が学んだ教育環境を理解するため、それに近い初期のカリキュラムや学問的状況を紹介整理しておく必要があったからである。前稿で取りあげた安国善は1899年に政治科を卒業し、市島謙吉著『政治原論』を編述したし、金祥演は1902年邦語政治科を卒業した。

第五、有賀長雄については、『国法学』に限って論じたが、彼の学問的業績はもちろん、外交現場で活動について今後さらに調査していく。

第六、金祥演撰述『国法学』については、有賀の『国法学』と対比できるように簡単な紹介

に止めたのだが、政治科出身に相応しく、『国家学』『憲法』などの訳述書を出した金祥演の学問についての総合的考察が今後の課題である。

以上のような課題を取りあげた本稿は、大韓帝国の学問世界が如何なるものであったか、その実態究明を最終目的としている。当時日本の学問が基礎をなし、また背景をなしていた韓国近代学問において、書籍や人物による学問受容の実態把握が何よりも重要である。早稲田大学はその舞台の一つであったのであり、金祥演と有賀長雄は重要なアクトーであった。いっぽう、日本亡命中の梁啓超の発信情報やその活動ぶりは、当時韓国の知識人の心を捉えるにあまりあつた。

**【付記】**本研究は、平成22~24年度科学研究費補助金基盤研究(C)「大韓帝国における国家学・反国家思想の受容に関する研究(課題番号:22520070)」の研究成果の一部である。

## 注

- 1 以上は、「明治文化全集：補巻2」『国法汎論』日本評論社1971の解題(木村毅執筆)による。
- 2 これらの書誌情報は、埼玉大学附属図書館のご協力によって入手できた。筆者が直接確認したのは10冊合本(1879)である。
- 3 『国史大辞典』吉川弘文館1990の「平田東助」項(鳥海靖執筆)によると、明治9年(1876)帰国して内務省に入り、ついに大蔵省・法制局に勤務した。15年伊藤博文の憲法調査に随行してドイツ・オーストリアに赴いたが、病気のため途中帰国。16年以降、太政官文書局長・参事院議官補・法制局法制部長・同行政部長・枢密院書記官長などを歴任。明治23年貴族院勅選議員となる。明治32年(1898年)第2次山縣内閣の法制局長官。34年第一次桂内閣成立とともに農商務大臣として入閣し、翌年男爵を受けられた。41年第2次桂内閣の内務大臣となり、戊申詔書の発布と地方改良運動の推進に貢献し、44年内閣總辭職により内務大臣を辞したが、勳功により子爵陞爵。晩年は、山縣系官僚派の大物政治家として政界の黒幕的存在となる。大正11年内大臣となり宮中にも影響力を持った。

- 同年伯爵陞爵。夫人達子は、山縣有朋の姉の娘（山縣伊三郎の妹）で、品川彌二郎夫人静子の妹である。山縣伊三郎は山縣有朋の養子で、朝鮮総督府初代政務総監をつとめる。加藤房蔵著『伯爵平田東助伝』1927がある。
- 4 ペリカン社の「叢書名著の復興」1968年復刻版を以て引用文を確認した。初版は1949年実業之日本社による。
- 5 この「理論的部分を除いて」とした蠟山の発言に対して、安世舟は、加藤の『眞政大意』『国体新論』において「彼なりに」展開されていると反論している。加藤「補訳」の存在については注に紹介がある。日本政治学会の「年報政治学1975」『日本における西欧政治思想』岩波書店1976所収の安世舟「明治初期におけるドイツ国家思想の受容に関する一考察 — ブルンチュリと加藤弘之を中心として」を参照。
- 6 英訳第三版 (THIRD EDITION, OXFORD AT THE CLARENDON PRESS, 1893) に「The work here translated, the Allgemeine Staatslehre is only the first part of the 'Theory of the Modern State.' The relation of the other two parts, the Allgemeines Statsrecht and Politik, to it and to one another is explained in Chapter I of the Introduction. This first part goes over the whole ground of what we call 'Political Science,' though some subjects are treated in much greater detail in the two other parts \*.」とあり、この文末の脚注\*には「In 1852 Bluntschli published his Allgemeines Statsrecht geschichtlich begründet in one volume. It afterwards grew into two volumes. Finally, when a fifth edition (1875) became necessary, he added the volume called Politik, the two other parts corresponding in the main to the two volumes of the original Statsrecht.」とある。初版の仔細なエラーを訂正し参考文献を追加した第二版が1892年に出了。第三版はそのリプリントである。しかし、ドイツでの初版は、1851-52年出版の2冊である。
- 7 巴斯蒂 (M.Bastid) 「中国近代国家観念溯源 — 関于伯倫知理《國家論》の翻訳」『近代史研究』第100号、1997年第4期。
- 8 狹間直樹編『共同研究梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本』みすゞ書房1999所収の松尾洋二「梁啓超と史伝」を参照。
- 9 前掲書所収の石川禎浩「梁啓超と文明の視座」を参照。
- 10 孔祥吉・村田雄二郎著『清末中国と日本』研文出版2011の第十章「康有為と『東学』」を参照。
- 11 奥付に東京市神田区猿楽町三丁目三番地にあり代表者は松本正純である
- 12 横浜居留地百三十九番地にあり、発行兼編輯人は英國人 馮鏡如である。
- 13 『都史紀要十：東京の大学』東京都、昭和38年を参照。
- 14 「早稲田大学七十五周年記念出版」『近代日本の社会科学と早稲田大学』1957には、政治学、経済学、経済史学、商学、法学、社会学、歴史学、哲学を担当した教員について評している。
- 15 「講師新任御届」に別紙添付された有賀長雄の「履歴書」が上掲書『都史紀要十：東京の大学』に掲載されているので、これを活用した。履歴書の添付はこの時がはじめてであったという。

## 【附録①】『国法汎論』「小引」

一、維新以来、廟議專ラ開化ノ進歩ヲ急務ト為シ、制度文物ノ大ヨリ、百工技藝ノ廣ニ至リ、一ニ歐風ニ師做ス。實ニ盛世ノ洪擧ニ汎億兆ノ大幸ナリ。是ニ於テ洋書ノ繕譯梓ニ上ル者、陸續ト汎間断ナク、上ハ廟謨ノ萬一ヲ補補シ、下ハ斯民ノ新化ヲ作振ス。亦盛事ト謂ハサル可ンヤ。就中制度律令ノ事ニ係ル者、亦尠カラス。然ルニ其書タル、多クハ唯各國列邦ニ於テ現ニ遵用スル所ノ制度律令ヲ説ケル者ニシテ、汎ク文明世界ノ法典ヲ舉ケ、之ヲ通論スル者ニ非ス。而汎能ク之ヲ通論スル者ハ、僅ニ泰西國法論一書荷蘭人ヒッセリンノ著述ニシテ、中判事津田真道カ所譯ナリアルノミ。是故ニ余、通論ノ書ヲ譯セント欲スル久シ。然ルニ王事鞅掌、未タ業ヲ起スニ暇アラス。客歲測ラス叨リニ歐洲ノ國法論ヲ進講スヘキノ寵命ヲ辱ウス。

天恩隆渥、感竦ノ至ニ耐エス。宿志モ亦是ニ因テ果スヲ得ル。歡喜ノ窮リナキ豈啻ナランヤ。是ニ於テ瑞士人ブルンチュリ氏述ル所ノアルゲマイ子ス・スタートレヒト國法汎論ノ義ヲ取リ、直ニ譯業ヲ起シ、一款譯成ル毎ニ、輒チ進テ之ヲ侍講ス。抑々汎論ノ書タル、博探釣説、詳細遺スナシ。故ニ意味文義ノ間、微分細剖、ヨク其旨ヲ窮ルニ非レハ、其遙ニ造り難シ。是ヲ以テ史志ニ深キ者ト雖トモ、沈潜反覆シ、玩味スルニ非レハ、其意ノ通スル、恐ラク易事ニ非ス。讀者先ツ泰西國法論ニ就テ、國法ノ大綱ヲ窺ヒ、更ニ此編ニ參ハ、其要領ヲ審ニシ、而汎後各國ノ法典ヲ涉獵セハ、規矩頗ル所アリ、取捨宜ヲ得惑ハサルニ庶幾ラン。

一、凡ヲ江湖讀書ノ徒、譯書ノ拙文ヲ尤ムル者、少カラス。蓋シ譯業ノ難キヲ察セサルニ由ルナリ。夫レ殊方異域ノ言語文章、我ト其脈理ヲ同ウセサル、恐クハ漢梵ノ比ニアラサルヘシ。況ヤ其説ク處、概略學科藝ニ係ルヲ以テ、紀事史乘トハ、其難易亦自ラ異ルヲヤ。且ツ學科藝術ノ旨タル、絕テ皇漢人ノ言ハサル所ニシテ、歐人獨リ發明論説スル者、居多ナリ。故ニ縱令ヒ能文ノ士、刻苦勉勵シテ之ニ從事スト雖トモ、目未タ曾テ見ス、意未タ會思ハサル所ヲ、漢字ヲ以テ國文ニ属ス。抑亦難ヒ哉。而汎讀者、大約小說野乘ト同日ノ看ヲ為シ、唯其解シ易キヲ欲ス。故ニ一讀解シ得サルニ遇ヘハ、罪ヲ譯者ノ文章ニ歸シ、拙文讀ムニ堪ヘスト為ス。思ハサルノ甚シキ者、蓋シ讀者從來ノ癖ナリ。今者天下方ニ文明ニ向ヒ、學文知識、漢梵ノ陋習ヲ一洗スルノ際、學問思辨ノ功ヲ收ル、洋書ヲ讀ムニ非レハ、譯書ヲ捨テ何レニカ戎ン。今ヨリ以徃、世ノ擅書者、宜シク舊弊ヲ革メ、亦野史ノ看ヲ為サルヘシ。既ニ刊布スルノ譯書、文章議論、深且ツ密ナル者、乏シキニ非ラス。然リト雖トモ、此國法汎論ノ如キ、世未タ多ク其比ヲ見ス。此書ハ、列邦現立ノ法典ヲ取テ講論スル者ニアラス。實ニ文明世界、共遵ス

ル所ノ通論公理ニ依テ、汎ク國法ヲ論述ス。故ニ文義最高雅、論説最モ深奥ナリ。讀者、能ク意ヲ用ヒテ、反覆熟讀セサレハ、恐ラクハ其要領ヲ得ル難シ。唯恥ツラクハ、余カ淺學努材、殊ニ漢字ニ嫋ハス、故ヲ以テ行文暗澁ナルノミナラス、著述者ノ隱微ヲ闡揚シ、苦心ヲ發露シテ、以テ讀者ニ告ル能ハズ。尚且諺語モ亦尠カラサルヘシ。庶幾クハ、大方君子讀テ解セス、思フテ得サル者アラハ、幸ニ忠告セヨ。余教示ヲ得テ、尋繹再思、訂正ヲ加フルハ、深ク諸君ニ望ム所ナリ。

一、此書ノ著述者ハ、氏ヲブルンチュリ、名ヲヨハン・カスパルト云フ。文化五年千八百零八年瑞士國ノチュリフ邦ニ生ル。夙ニ獨乙ノ諸學校ニ遊ヒ、法學ヲ研究シ、天保七年千八百三十六年チュリフ邦大學校ノ法學博士ニ舉ラレ、其十年千八百三十九年同邦ノレギールングス・ラート〔按〕政府ノ高官ニ任ジ、尋テゴローセル・ラート〔按〕立法官ナリノ統領ニ轉シ、以テ數年ノ間、嘗テ研究スル所ノ國家學ヲ實際ニ施セリ。弘化四年千八百四十七年此官ヲ去リ、ミュンヘン獨乙バイエルン國ノ首府ノ大學校博士ヲ拜セリ。而汎未タ其後ノ履歴ヲ詳ニセス。著ハス所ノ書數部アリ。就中、國法國政沿革史ゲンフテ・デス・アルゲマイ子ス・スタートレフト・ウンド・ボリチック獨乙私法論ドイツエス・ブリハートレフト國家學韵府スターツ・エルテルブフ及ヒ此書ノ如キ最モ著ル。今譯スル處ノ原書ハ其第三板ニテ、即萬延四年千八百六十三年ノ刊行ニ係ル。凡ソ法學ハ太古希臘國ノ碩學亞立斯度德爾普拉土及ヒ羅馬國ノ西塞羅等ニ淵源シ、中古新世ノ際、明君賢相及び碩學輩、互に世ニ出テ、研究練磨シテ以テ、遂ニ今日ノ開明ヲ致セリ。然ルニ此學タル元ト形而上ニ属スルヲ以テ、其進歩モ亦物理學ノ如ク速ナラス。物理學ニ於テハ、今既ニ定論アリテ、學者中互ニ大異アルヲ見ス。然ルニ法理ノ論ニ至リテハ、未タ全ク一定ノ論アラス。學者各其所見ヲ主張シ、專ラ天理ニ偏シテ論スル者アリ。又古今ノ事迹ニ泥テ説ク者アリ。或ハ舊ヲ黙守シ、又ハ新ヲ偏取シ、其當ヲ得ル者少ナシ。獨リブルンチュリ氏ハ此諸弊ヲ襲ハス。能ク天理事迹ト新舊トヲ酌量シ、折シテ其衷ヲ執ル。蓋シ方今歐洲碩學中、實ニ屈指ノ大家ナリ。

一、余 清明ノ令ニ仕官シ、此時ニ於テ此書ヲ譯シ、若シ開化ノ一端ニ補アラハ、幸甚ト云フヘシ。然ルニ巻帙浩澁ナルヲ以テ、譯業頓ニ畢ル能ハス。故ニ稿本冊ヲ成スニ隨テ、文部省ニ於テ上梓ス。全編ノ卒業ハ、夫レニ三年ノ後ニ在シ歟。

明治五年四月 從五位加藤弘之識

\* \_\_ =西洋地名人名書名。

\*シテ・トは合字、句読点変更・波線強調・権

## 【附録②】完訳『国法汎論：首巻～巻之十二』総目次

### 『國法汎論 首巻』（文部省 1872.5）緒論

- 第一款 國法スケルフト及ヒ國政ボリッキ  
第二款 國法私法ブリハレトノ所以相殊  
第三款 前款舉ル所ノ外仍ホ國法ノ關涉  
第四款 國法汎論アルゲマイネ・スタークル及ヒ國法各論ベソントレス・スタークル  
ノト  
第五款 國法ノ淵源ニルンテス・スタークル  
甲 突法タス・ケセック  
第六款 同上 乙 國約スタークルヘル・ヘルタクル  
第七款 同上 丙 慣用ヘルコムン・又ケーライト  
第八款 同上 丁 論究ア・ヰセシヤウト  
第九款 國法及ヒ國家假法スタークルヘル・ベシック  
第十款 研究ノ方法トデシ・デル・ヘハシテルング

### 『國法汎論卷之一』（加藤弘之） 國家ノ理ベ・クリップ・テス・スタークル

- 第一款 歴史ニ據テ考證セル國家ノ理ヒトリシェル・スタークル・ケーリップ  
第二款 人性ヲ探討シテ論セル國家ノ理ハシエリス・スタークル  
○宇内大國ニル化  
第三款 國家ノ理ノ進歩開明セル歴史エントイクルンク・スケシヒテ・テ  
ル・スタークル  
第一 太古  
第四款 第二 中古  
第五款 第三 新世 [以上上帙第二冊 1876.5]

### 『國法汎論卷之二』（加藤弘之） 國民フォル及ヒ國土アント

- 第一款 第一 人類ハシヒト人種ラサン及ヒ種族フォルカアミーン  
第二款 第二 民種トイノ及ヒ國民フォル  
第三款 民種ノ權利トイナレ・レヒト  
第四款 國憲必ス國民ノ本性ニ適セサル可ラサルノ理  
カルクスユームリヒカト・デル・フルファップル  
第五款 第三 民族ヌム  
第六款 第四 自餘ノ殊別〇カステ [按] 印度ノ人民ノ等級  
第七款 第五 門地アント  
第八款 (一) 僧徒カルス [按] 基督教ノ僧徒ナリ。  
[以上上帙第三冊 1876.5]

### 第九款 (二) 貴族アーレ [イ] 羅馬貴族

### 第十款 [ロ] 佛國貴族

### 第十一款 [ハ] 英國貴族

### 第十二款 [ニ] 獨逸貴族 [以上上帙第四冊 1876.10]

### 第十三款 (三) 自由民フライン及ヒ平民ヒューカルクト [按] 此語素 ト城郭ヲ以テ圍繞セル都市ニ住スル人民ノ義ナレト遂ニ轉シテ平民ノ義ト ナレリ。

### 第十四款 方今ノ第三等門地ア・リッテ・アント・イン・ウンセレル・ツクト〇開 化セル中等門地ケビ・ルテ・テソ・ミッテルカラッセン

### 第十五款 (四) 賤人ホエーラゲン・ロイ [按] 原語他人ニ隸屬スルノ

義ナルヲ以テ乃チ又隸屬人ト譯ス。及ヒ農民門地バウエルアント

### 第十六款 所謂第四等門地ソーゲナント・ヒールテ・アント〇庶民門地ナ

ルクスカラッセン

### 第十七款 (五) 賤奴カラーフス奴隸ト譯ス

[以上上帙第五冊 1876.12]

### 第十八款 第六 品階カラッセ

### 第十九款 第七 國家ト親族トノ關涉フルヘルトニス・テス・スタークル・ツー ル・ファミリー [一] 族類國ケ・シヨヒテルスタート〇親族國バ・トリアルヒ・〇男女婚 媾ユエ

### 第二十款 [二] 女子フル

### 第二十一款 第八 國家ト各個人トノ關涉フルヘルトニス・テス・スター ス・ツー・ツン・インデ・イフティ・カエン [一] 内國人及ヒ外國人

### 第二十二款 [二] 狹義ノ國家民スルツヒューロ・ル・イム・エンゲル・シメ又公民ト譯 ス [以上上帙第六冊 1877.2]

### 第二十三款 國土アント

### 第二十四款 版圖管領ノ權ケヒーツホーハイ (所謂國家所有ソーゲナント ス・スタークル・アイ・ソーム)

### 第二十五款 國土ノ分畫アントイクル・テス・ランテス

### 第二十六款 國家ト私有トノ關涉フルヘルトニス・テス・スタークル・ツーム ・ブ・リファード・ツイ・ツム [以上上帙第七冊 1877.5]

### 『國法汎論卷之三』（加藤弘之） 國家ノ起立及ヒ滅亡アント

ソ・テル・エントストラク・ウント・テム・ウントルガ・ンク・テス・スタークル

### 第一款 緒論

### 第二款 本源起立カルスブ・リュング・リハ・エントストラク・スカルム

### 第三款 由來起立ア・ゲ・ライテ・エ・エントストラク・スカルム

### 第四款 滅亡ウントルガ・ンク・テル・スタークル

### 第五款 理論ス・クライ・ヘ・オリー

第一 所謂天然ノ形勢ナ・ツ・アント

### 第六款 同上 第二 國家ハ天神ノ創設ニ係ルト云フノ 論デル・スタークル・アルス・ゴエトリ・ヘ・インスティ・カイ

### 第七款 同上 第三 權力ヲ以テ立國ノ本ト爲セル論テ リ・テル・ケ・リル

### 第八款 同上 第四 民約論フルタク・スティ・リ

### 第九款 同上 第五 人ノ成國ノ情意カル・ニ・シ・ス・ト・リーブ

[以上上帙第八冊 1877.12]

### 『國法汎論卷之四』（加藤弘之） 政體スタークル

### 第一款 アリストテレスの政體類別ノ方法

### 第二款 所謂混同政體ソーゲナント・ケ・ミシテ・スター

### 第三款 晚近進歩セル政體論/エ・フォルトビ・テ・ウング・テル・テオリ

### 第四款 四種政體類別ノ正法ノ主義ブ・リ・チップ・テル・フィル・ク・ル ド・フォルム

### 第五款 同上ノ變法ノ主義ブ・リ・チップ・テル・フィル・ネ・ヘ・ン・フォルム

### 第六款 第一 天神政治ケ・オ・リ・テ・オ・リ・テ

## 第七款 第二 人民政治<sup>ア</sup>モカテイ

〔甲〕太古ノ直接人民政治<sup>ウミツルハ</sup>・<sup>ア</sup>モカテイ

## 第八款 直接人民政治ノ論判<sup>ベ</sup>カールタイルング<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>・<sup>ウ</sup>ンミツルハ<sup>・</sup>レシ<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>モカテイ 〔以上上帙第九冊 1878.6〕

## 第九款 〔乙〕今世ノ代議人民政治レセントチーフ<sup>・</sup>モカテイ

## 第十款 代議人民政治ノ論判<sup>ベ</sup>トラッケン<sup>・</sup>ユーベ<sup>ル</sup>・チ<sup>・</sup>レブ<sup>・</sup>レセントチーフ<sup>・</sup>モカテイ

## 第十一款 第三 貴族政治アリストクラチ

〔甲〕希臘土巴爾答ノ貴族政治

## 第十二款 〔乙〕羅馬ノ貴族政治

## 第十三款 貴族政治ノ論判

〔以上上帙第十冊 1879.12〕

## 【以下は目次のみ】

## 第十四款 第四 君主政治○其大類別

## 第十五款 〔甲〕太古希臘及ヒ日耳曼ノ世襲王國

## 第十六款 〔乙〕太古羅馬ノ選立王國

## 第十七款 〔丙〕羅馬帝國

## 第十八款 〔丁〕佛朗哥王國

## 第十九款 〔戊〕封建君主國

## 第二十款 〔己〕近世ノ君主專治國

## 第廿一款 〔庚〕立憲君主政治國

〔一〕同上ノ起立及ヒ蔓衍

## 第廿二款 〔二〕同上ノ僞主義

## 第廿三款 〔三〕同上ノ眞主義

## 第廿四款 雜合邦國

## 『國法汎論（續譯）』上帙（司法省 1888）

## 第四卷ノ下

## 第十四款 第四 君主政治<sup>モナルヒー</sup>・<sup>ス</sup>ターツホルム君主政治ノ重要

ナル種類<sup>デ</sup>・<sup>ア</sup>ハブ<sup>・</sup>アトルテン<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>・モナルヒー

## 第十五款 〔甲〕希臘及古日耳曼ノ氏族王治<sup>ハレニセス・ケント・ケ</sup>

ルマニセス・ケンヨレギヨニツーム

## 第十六款 〔乙〕古羅馬ノ民立王治<sup>アルトーニセス・ホルゲス</sup>スキニツーム

## 第十七款 〔丙〕羅馬帝政<sup>タス・ルービセス・カイゼルツーム</sup>

## 第十八款 〔丁〕佛朗哥王國<sup>フレキセス・キュニツーム</sup>

## 第十九款 〔戊〕封建制王國<sup>ハレニセス・レーンスモナルヒー</sup>

## 第二十款 〔己〕近世ノ專制君主政治<sup>デ</sup>・<sup>ア</sup>レ・アブ<sup>・</sup>リルテ・モナルヒー

## 第二十一款 〔庚〕立憲君主政治<sup>デ</sup>・<sup>ア</sup>コンスチューチョネル・モナルヒー

第一 立憲君主政治ノ創起及擴張<sup>デ</sup>・<sup>ア</sup>ントステー

ンク<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>コンスチューチョネル・モナルヒー

## 第二十二款 第二 立憲君主政治ノ誤解<sup>アフルセ・ホルステルンゲン</sup>・<sup>ホ</sup>ン<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>・コニチユーチョネル・モナルヒー

## 第二十三款 第三 君主政治ノ原則及ヒ立憲君主政治ノ意義<sup>アス・モナルヒー</sup>・<sup>ア</sup>リント<sup>・</sup>ウント<sup>・</sup>ベ<sup>ク</sup>リップ<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>・<sup>ウ</sup>ンミツルハ<sup>・</sup>モナルヒー

## 第二十四款 合併政體<sup>カーリンゲン</sup>セ<sup>ク</sup>タ<sup>・</sup>ス<sup>タ</sup>ーツホルム

## 卷之五 立法官及ヒ法律<sup>ア</sup>ル・ケ<sup>セ</sup>ツツ・ケ<sup>ヘ</sup>ンテ<sup>・</sup>キユル<sup>・</sup>ウント・タ<sup>ス</sup>・ケ<sup>セ</sup>

ツツ

## 第一款 國權ノ區分<sup>デ</sup>・<sup>ア</sup>リソント<sup>・</sup>ル<sup>・</sup>ング<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>・ケ<sup>リ</sup>ルテ<sup>ン</sup>

## 第一 往古ノ狀態<sup>ア</sup>ンチーグ<sup>・</sup>タ<sup>ン</sup>テ<sup>ン</sup>

## 第二款 第二 今世國權區分ノ主義<sup>アス・モテ<sup>ル</sup>ネ・ブ<sup>・</sup>リ</sup>ンチーブ<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>・ケ<sup>リ</sup>ルテ<sup>ン</sup>

## 第三款 代議憲法ノ沿革<sup>デ</sup>・<sup>エ</sup>ントウイケル<sup>・</sup>ス<sup>・</sup>シヒテ<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>・レブ<sup>・</sup>レセントチーフ<sup>・</sup>フ<sup>・</sup>エルハツシング<sup>・</sup>

## 第一 佛朗哥<sup>アラン</sup>ノ國會<sup>デ</sup>・<sup>ア</sup>ランキセ<sup>・</sup>ライヒスター<sup>ゲ</sup>

## 第二 英國議院<sup>エングリセ<sup>・</sup>パラメント</sup>

## 第四款 第三 自餘各國等族ノ沿革<sup>スティン<sup>・</sup>セ・エントウイケル<sup>・</sup>ス<sup>・</sup>イ</sup>

## 第五款 等族憲法ト代議院憲法ノ區別<sup>デ</sup>・<sup>ア</sup>ランチード<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>・ス<sup>・</sup>テ<sup>ン</sup>デ<sup>・</sup>セ<sup>・</sup>ウト<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>・レブ<sup>・</sup>レセントチーエン<sup>・</sup>エルハツシング<sup>・</sup>

## 第六款 立法官ノ組織

## 第七款 民選議院ノ組織

## 第八款 元老院又ハ上院ノ組織

## 第九款 (甲) 立法官全體ノ職權

## 第十款 (乙) 立法官各部ノ職權

## 第十一款 (丙) 特有職權 第一 君主

## 第十二款 第二 上下議院

## 第十三款 法律 第一 法律ノ種類

## 第十四款 第二 法律ノ制定式

## 第十五款 法律効力ノ限界

## 『國法汎論下帙第一冊卷之六上』(文部省 1872)

## 卷之六上 チー・スウェレー子テート [スタート・ホーハイト]

[按]此語泰西國法論ニ主權ト譯スレドモ、尙ホ穩當トスヘカラス、故ニ今原語ヲ從用ス、詳ナルコトハ本文ニ就テ看ルヘシ。及ヒ國家ノ元首<sup>ヌタツオヘ</sup>ハアワ<sup>ト</sup>

## 第一款 スウェレー子テート [スタート・ホーハイト] ノ義、 第二款 スターツ・スウェレー子テート [ホルクス・ネウエ レー子テート] [按]國家握ル所ノスウェレー子テートト云フ義。及ヒレ<sup>ゲ</sup> ンテン・スウェレー子テート [按]國家ノ元首握ル所ノスウェ レー子テートト云フ義。

## 第三款 第一 スターツ、スウェレー子テートノ大意イハ 外

## 第四款 第二 ヒュルステン、スウェレー子テート

## 『國法汎論下帙第二冊 卷之六中』(文部省 1872)

## 第五款 國家ノ元首<sup>ヌタツ</sup>・オペ<sup>ル</sup>ハアワ<sup>ト</sup> [按]君主國ニテハ君主ヲ元首 ト云ヒ、民主國ニテハ統領ノ類ヲ元首ト云フ。第一 君主國ニテ其 得位ノ體裁<sup>エストスチーフ</sup>ホルム・イン・デ<sup>ル</sup>・モナルヒー

## 第六款 第二 世襲法<sup>ガス・エリ<sup>ア</sup>レット</sup>

## 第七款 繼位ニ就テ人體ノ應否<sup>ベ<sup>ル</sup>セリハ・エルホルテ<sup>ル</sup>ニセ<sup>・</sup>テ<sup>ル</sup>・ヘ<sup>ビ</sup>グ<sup>・</sup> カイ<sup>ト</sup>・ツルトヨ<sup>・</sup>ホルム</sup>

## 第八款 第三 民主國ニテ元首起立ノ體裁<sup>エストスチーフ</sup>ホルム・ イン・デ<sup>ル</sup>・レブ<sup>・</sup>ブリック

## 第九款 先君ノ義務嗣使君ニ遞傳スルノ法<sup>コペ<sup>ル</sup>カシ<sup>・</sup>・テ<sup>ル</sup> ヘルブリッキン<sup>・</sup>・テ<sup>ス</sup>・レ<sup>ケ</sup>ン<sup>・</sup>テン・アフ<sup>・</sup>テ<sup>ン</sup>・ナーフホルケル</sup>

## 第十款 第四 攝政職ノ設置<sup>ベ<sup>グ</sup>リュン<sup>・</sup>シング<sup>・</sup>・テ<sup>ル</sup>・レ<sup>ケ</sup>ントシフト</sup>

第十一款 第五 政柄ノ失去ヘル・スト・デル・ヘシヤト

### 『國法汎論下帙第三冊 卷之六下』(文部省 1873)

第十二款 第六 國家元首ノ權利レブ・テ・ス・スタークオーベルハウフ テス

甲 マエステートノ權利 [按] マエステートノ本義

ハ、尊貴顯榮ト云フカ如キ意ニシテ、帝王ノ尊稱ニ用フルコト、略漢土ノ陛下ニ相似タリ。然ルニ又君主ノ尊貴顯榮ニ關スル權利ヲモ亦マエステートノ權利ト稱ス。猶本文ニ詳ナリ。

第十三款 乙 不保任カンハアントリカイト及ヒ保任ヘルアントリカイト

第十四款 丙 施政ノ權利レギーランクルト 外權ヘルルレーツンク・ナ

ア・カッセ

第十五款 丁 施政ノ權利レギーランクルト 内權ヘルゲリット

第一 授官の大權ヘルホーハイト

第二 授譽ノ大權エルホーハイト

第十六款 第三 兵馬ノ大權ミリーホーハイト

第四 警保の大權ヘルツィバーハイト

第十七款 第五 司法ノ大權ユスチツホーハイト

第十八款 第六 財務ノ大權ヒナンツ・ホーハイト

第七 監臨の大權ヘルガウジフリクト

第八 教育方法ノ監護スルケヒューレ・チ・クルツルヘルヘルニセ

第十九款 第九 権利施行ノ體裁ヘルメン・デル・アルユーブル即布告ヘルトスケ及ヒ命令ヘル

第二十款 政府非常ノ權アウソームスレフト・ホン・レギーランク即國家不得己ノ權スル・ノートレフト

### 『國法汎論下帙四冊卷之七上』(文部省 1873)

卷之七上 國家職務スタークースト及ヒ眞ノ政令アイクントリヘ・レギーメント

[按] 立法、司法、施政等、皆政令ニアラサル無シ。然リト雖モ、立法、司法ノ如キハ、直ニ政令ヲ施ス權柄ニアラス。直ニ政令ヲ施行スル者ハ獨リ施政權柄ノミ。故ニ此權柄ヲ以テ眞ノ政令ト爲シテ他ノ權柄ト區別スルナリ。

第一款 國家職務ノ品類アルテン及ヒ法ニ關セル性 [按] 國家職務ノ性ニハ二品アリ。則チ法ニ關セル者ト道ニ關セル者ト、是ナリ。然レドモ法學ニ於テハ唯法ニ關セル性ヲ論ス。道ニ關セル性ハ專ラ道義學科ノ論スル所ナリ。

第二款 國家官吏ノ任用アーステルシング・デル・スクーナークル

第三款 國家官吏ノ權利及ヒ義務レフト・ウンド・ヘルブリツクシング・デル・スケーハムテン

第四款 國家職務ノ止息エンテ・テス・スタークーステス

第五款 補弼ノ官ニスリム [按] ニスル總員ノ相合スル者ヲ云フ。

### 『國法汎論下帙第五冊 卷之七下』(文部省 1873)

第六款 議政ノ官スタークースト

第七款 兵權ミリーホーハイト〇常備軍ステーンテ・ヘル及ヒ護國軍ラン・エール

第八款 警保ボリツイ第一 警保ノ本性エーセン・デル・ボリツイ

第九款 第二 警保ノ區分及ヒ其專要ノ職掌チ・グリーテル

ケ・ウンド・チ・ハウブトランクチオン・デル・ボリツイケーリット

### 『國法汎論下帙第六冊卷之八上』(文部省 1874)

卷之八上 司法ケリヒト

第一款 司法權ノ性及ヒ品類チ・ナツル・ウント・チ・アールテン・テス・ケ・リヒト

第二款 司法ノ通則 ケマイナード・ケルントセツエ・ヒヨル・チ・レヒツフ・レーカ

第三款 私法事務ノ編制ヘルカニサイン・デル・チヒルフ・レーカ

### 『國法汎論下帙第七冊 卷之八下』(文部省 1874)

第四款 刑事事務 ストラフレヒツフ・レーカ [按] 又、治罪事務ト譯ス、即チ斷獄事務ナリ。

第五款 政務法事務 ヘルツィング・スレヒツフ・レーカ [按] 政務ニ係レル公權利ノ規律ヲ政務法ト云、故ニ此公權利ニ就テ起レル諸爭論ヲ裁断スルノ事務ヲ、政務法事務ト云、法院司ル所ノ私法、刑法ノ二事務ト相異ナリ。

第六款 司法ノ疆域チ・ケレツ・テル・ケルヒツハ・ルカイト〇政務法ニ屬スル争訟ヘルツィング・ストライク・カイト

### 『國法汎論下帙第八冊卷之九上』(文部省 1874)

卷之九上 國家ノ教育事務ニ就テ論ス ホン・テス・ル・クルツルブ・レーカ・テス・スタークース

第一款 國家ト神道ノ關係 ヘルトニス・テス・スタークース・ツール・リギ・カ

第二款 第一 一個人信仰自由ノ權ヲ保護スル事デル・シユツ・イヂ・ヒツエル・レギ・オンスプライハイト [按] 神道トハ天神ノ道ト云フ義ナリ。○奉教ノ自由ベケントニスプライハイト

第三款 法ヲ以テ奉教自由ノ權ヲ限制スル事チ・レヒトリ・シ・ユランク・デル・ペケントニスプライハイト

第四款 第二 國教スタークイギオン [按] 國家專ラ信仰スル教道ヲ云フ。

### 『國法汎論下帙第九冊 卷之九中』(文部省 1874)

第五款 第三 國家ト教會トノ關涉 ヘルトニス・テス・スタークース

第六款 方今國家ノ教會ニ相對シテ有スル權利チ・レヒ・テス・モ・モ・ル・シ・ス・テス・ミト・ベ・ツーグ・・アフ・チ・・キル

第七款 監督ノ權利アフヒツレヒト [按] 教會ヲ監督スルノ權利ナリ。

### 『國法汎論下帙第十冊 卷之九下』(文部省 1874)

第八款 國家ト學術トノ關涉デル・スタークース・ム・ヘルトニス・ツール・キッセンシャト・ウンド・クシント

第九款 國家ト人民學校トノ關涉デル・スタークース・チ・・ホルクシユーレ

第十款 職業學校ヘルフス・ユーレ、工藝學校テクニセ・ユーレ、及ヒ學者學校ケ・レ・ル・ユーレ

第十一款 大學校 カヘリシテ

第十二款 集賢館アカニ

### 『國法汎論(續譯)』下帙 (司法省 1890)

#### 『第十卷』 經濟事務

第一款 經濟事務ノ種類及方向

第二款 第一 財政權(甲) 國家直有財產

第三款 (乙) 公權收益

第四款 (丙) 手數料及ヒ雜收入徵收權

第五款 (丁) 租税權

第六款 (丁) 國家ノ信用ルゾツ

第七款 第二 經濟事務 (甲) 一般ノ設營

第八款 (乙) 特別ノ設營

### 『卷之十一』 町村

第一款 古來ノ沿革

第二款 町村權利的ノ性質

第三款 町村ノ組織

第四款 市ノ組織

第五款 町村ノ政權及ヒ財產

### 『卷之十二』 自由權

第一款 法律上ノ自由

第二款 第一 一個人ノ自由 (甲) 生命ノ保護

第三款 (乙) 動作ノ自由即チ職業ノ自由

第四款 (丙) 言論ノ自由出版ノ自由

第五款 (丁) 居宅安全及自由交通ノ保護

第六款 第二 政治上ノ自由權 (甲) 權利ノ平等

第七款 (乙) 請願及ヒ訴願ノ權

第八款 (丙) 結社ノ權利

第九款 (丁) 集會

第十款 (戊) 抗禦ノ權利

\*コト・トキは合字：權

【附録③】完訳『國家論』とその原書 Deutsche Statslehre für Gebildet の目次対照

平田東助・平塚定二郎共譯『國家論』	Erster Theil: Allgemeine Statslehre
<b>卷之一 國家之性質及目的</b>	<b>Erstes Capital: Die Natur und Bestimmung des Stats</b>
第一款 國家之義理之沿革 1p	1. Geschichtliche Entwickelung des Statsbegriffs
第二款 當今國家之主義 14p	2. Der heutige Statsbegriff
第三款 國家之創立沿革及亡滅 23p	3. Entstehung, Entwicklung, Untergang des Staten
第四款 立國之本源 33p	4. Begründung des Stats
第五款 國家之目的 48p	5. Vom Statszweck
<b>卷之二 國民及國土</b>	<b>Zweites Capital: Volk und Land</b>
第一款 族民及國民 61p	1. Nation und Volk
第二款 國民及社會 74p	2. Volk und Gesellschaft
第三款 中古之等族 80p	3. Die Stände des Millelalters
第四款 近世之社會 100p	4. Die moderned Classen
第五款 人民（外國人 内國人 公民）107p	5. Die Individuen im State. Fremde, Statsangehörige. Statsbürger
第六款 國土 122p	6. Das Land
<b>卷之三 國體</b>	<b>Drittes Capital: Die Statsformen</b>
第一款 四種之正體（政體） 131p	1. Vier Grundformen(Regierungsformen)
第二款 四種之變體（民體） 141p	2. Vier Nebenformen(Volksformen)
第三款 近世二個之國體代議君主政治及代議共和政治 149p	3. Die beiden modernen Statsformen, bie repräsentative Monarchie und bie repräsentative Republik
第四款 代議（立憲）君主政治之端緒 160p	4. Die vorstufun der repräsentativen(constitutionellen) Monarchie
第五款 立憲君主政治之新興及其傳播 173p	5. Entstehung une Ausbreitung der constitutionellen Monarchie
第六款 立憲君主政治之意義 193p	6. Der Begriff der constitutionellen Monarchie
第七款 代議制共和政治之沿革 211p	7. Geschichte der repräsentativen Republik
第八款 代議共和政治之本相及價值 234p	8. Das Wesen und die Wirkungen der repräsentativen Republik
第九款 政體之變遷 243p	9. Die Wandlung der Statsformen
第十款 國家之連合 251p	10. Zusammengesetzte Staten
<b>卷之四 公權及其作用</b>	<b>Viertes Capital: Die öffentlichen Gewalten und ihre Functionen</b>
第一款 至尊權及國權 265p	1. Statshoheit und Statsgewalt(Souveränität)
第二款 國家主權及君主主權 277p	2. Statssouveränität(Volkssovereinät) und Fürstensouveränität (obrigkeitliche Souveränität)
第三款 公權之區別 284p	3. Die Unterscheidung der öffentlichen Gewalten
第四款 國家之事務員及國家之官吏○專任者 304p	4. Statsdiener und Statsbeamte. Berufsämter
第五款 自治制 320p	5. Die Selbstverwaltung
<b>卷之五 國家及教會</b>	<b>Fünftes Capital: Stat und Kirche</b>
第一款 國家ト教會トノ關係ニ於ケル歴史 上ノ發達〔甲〕古代之状況「ハイデン」宗ノ 羅馬國及基督宗徒、羅馬國基督教會 329p	1. Geschichtliche Entwicklung des Verhältnisses von Stat und Kirche. A. Ursprungliche Auffassung. Der heidnische Römerstat und die Christen. Die christliche Statskirche des römischen Reiches
第二款 〔乙〕中古之羅馬加特力教會及日耳 曼國家法王及皇帝 338p	2. B. Die römische=katholische Kirche des Mittel=alters und der germanische Stat. Papstthum und Kaiserthum
第三款 〔丙〕希臘加特力教會及露西亞教會 373p	3. C. Griechisch=katholische und russische Kirche
第四款 〔丁〕波羅特土且教會 381p	4. D. Protestantische Kirchen
第五款 近代學說之原基 402p	5. Modern Grundansichten
第六款 國家之教會主權 416p	6. Die Kirchenhoheit des States

【附録④】安鍾和訳『國家學綱領』と『清議報』「國家論」と吾妻兵治漢譯『國家學』の目次対照

安鍾和訳『國家學綱領』	『清議報』「國家論」卷一	吾妻兵治漢譯『國家學』卷一
第一章 國家之改革	第一章 國家之改革	第一章 論國家之意義沿革
第一節 以學理釋國家之意義	第一節 以學理釋國家之意義	第一節 據學理以釋國家之意義 1
第二節 於是諸國之通達法律政務者	第二節 于時諸國之通達法律政務者	第二節 古代諸國中曉達法律政務者
第三節 至中古之世	第三節 至中古之世、事之大有關繫者、有二端焉。	第三節 至中古、新有二個尤物之興起。即基督教徒、與古代日耳曼、是也。
第四節 當十五世紀下半期	第四節 當十五世紀下半期、有復古代建國之制一事。	第四節 所謂復古時代、即於第十五世紀下半期、有古代學藝之再興。
第五節 方今列國開明之運	第五節 方今列國開明之運、實始於第十八世紀。	第五節 方今之國體、並世態之濫觴、實在第十八世紀。
第二章 國家之主義	第二章 國家之主義	第二章 論當今國家之主義 5
第一節 國家之名	第一節 國家之名何自也。	第一節 國家是也。
第二節 何謂國土	第二節 何謂國土。	第二節 國土是也。
第三節 國家一完具之體	第三節 國家一完具之體。	第三節 國家者、一個完具之體也。
第四節 國家之中	第四節 國家之中、有相反者二端。	第四節 凡有國、則其間必有二個相反者。
第五節 以國民爲社會	第五節 以國民爲社會、以國家爲民人聚成一體。	第五節 以國民爲社會、以國家爲民人聚成一體者。
第六節 組織國家	第六節 組織國家、非若天之造禽獸也。	第六節 國家之組織、非如夫天造如禽獸者比。
第七節 國家外別有鄉村社會	第七節 國家外別有鄉村・社會・協會・商社等。	第七節 國家外、別有鄉村・會社・協會・商社等。
第三章 國家之建立沿革及亡滅	第三章 國家之建立沿革及亡滅	第三章 論國家之建立沿革及亡滅 8
第一節 夫國家者由國民之沿革而生	第一節 夫國家者、由國民之沿革而生。	第一節 夫國家者、由國民之沿革而成。
第二節 此外或合舊時數國爲聯邦	第二節 此外或合舊來數國爲聯邦。	第二節 此外、合舊來數國、以新設一聯邦。
第三節 人類之生育	第三節 夫人類之生育、必有一定之期、可以卜其盛衰。	第三節 夫人類之生育、必有一定之期、可以卜其盛衰。
第四節 新國建而舊國亡者	第四節 新國建而舊國亡者、往往有之。	第四節 新國興、而舊國亡者、往々有之。
第四章 立國之淵源	第四章 立國之淵源	第四章 論國家之淵源 12
第一節 往古東方	第一節 往古東方執彌知羞種人（支那東印度諸邦及日本等皆是）之說曰、國家者、以天帝之意成立。	第一節 往古東方、則露知羞種人（支那東印度諸邦日本等屬之）之說曰、國家者、以天帝之意成立。
第二節 理學者流之言	第二節 理學者流之言曰、國家者依威力而立。又曰、國家者無他、強制弱耳。	第二節 理學者之言曰、國家者依威力而立。又曰、國家者無他、強制弱耳。
第三節 自第十七八世紀之交	第三節 自第十七八世紀之交、至本世紀之初、有一說最爲世人所稱贊。其說曰、國家者成於民人之隨意作。	第三節 自第十七八世紀之交、至本世紀之初、世人所最稱贊之說曰、國家者成於民人之隨意作爲。
第四節 繼盟約論而起者	第四節 繼盟約論而起者	第四節 繼盟約論而起者
第五章 國家之準的	第五章 國家之準的	第五章 論國家之志向 17
第一節 近時有曼知士他	第一節 近時有曼知士他（英國地名）之論	第一節 近時有曼知士他（英國地名）論者
第二節 或曰國家之準的在制御民人	第二節 或曰、國家之準的、在制御民人也。此說妄矣。	第二節 或曰國家之志向、在制御民人。此說甚妄矣
第三節 國家之準的在國民之外	第三節 或曰、國家之準的、本在國民之外也。	第三節 國家之志向、在國民之外。
第四節 國家本然之準的	第四節 國家本然之準的、專在保護民人耳。	第四節 國家本然之志向、專在保護民人耳。
第五節 上文所舉國家準的	第五節 上文所舉國家準的、過於狹隘。	第五節 上文所舉國家之志向、甚過狹隘。
第六節 羅馬人素明於法理	第六節 羅馬人素明于法理、熟于政務	第六節 羅馬人素明于法理、熟于政務。
第七節 然則何謂國家之準的	第七節 然則何謂國家之準的。曰將職分分爲二。	第七節 然則何謂國家之志向。曰分爲二端。

		<b>卷二 國家並國土</b>
		第一章 論族民並國民 22
		第二章 論國家及社會 26
		第三章 論中古之等族 28
		第四章 論近世之社會 35
		第五章 論民人（外國人 內國人 公民） 37
		第六章 論國土 42
	<b>卷之三 國體</b>	<b>卷三 國體</b>
	第一章 四種正體 政體 自古代希臘人別政體為三種。	第一章 論正體四種（政體） 46 古代希臘人別政體為三種。
	第二章 四種之變體 民體 國體有名異而實相類者、有名同而實相反者。	第二章 論變體四種（民體） 49 國體有名異而實相類者、有名同而實相反者。
	第三章 近世代議君主政治及代議共和政治 方今開明之民、 <u>芟除古來錯雜政體、而僅存二種。</u>	第三章 論近世二個國體 51 方今開明之民、 <u>排除古來許多政體、而僅存二種。</u>
	第四章 代議（一曰立憲義同）君主政治之端緒 原歐洲立憲君主政之所由起、其端有二。一曰、中古等族君主政治之王國侯國。	第四章 論代議（一曰立憲義同）君主政治之端緒 55 第一 中古等族君主政治 第二 中古末專制君主政治
		第五章 論立憲君主政治之新興及其傳播 59 第六章 論立憲君治政體之意義 66 第七章 論代議制共和政體之沿革 72 第八章 論代議共和政體之本色並其德 79 第九章 論政體之變遷 92 第十章 論國家之聯合 85
	<b>卷之四 公權之作用</b>	<b>卷四 公權及其作用</b>
	第一章 至尊權 國權 主權 國家者、 <u>代表國民之威力者也。</u>	第一章 論至尊權及國權（主權） 90 國家者、 <u>聚國民之威力以<u>代表</u>之者也。</u>
	第二章 國家主權（國民主權） 君主主權（政府主權） 國家者、 <u>國民集合之團體也。</u>	第二章 論國家之主權（國民主權）及君主主權（政府主權） 93 國家者、 <u>國民之集合團體也。</u>
	第三章 公權之區別 凡國權之發見於事業者有數種。…… 謂立法行政司法、皆同等同格、無上下之序、則不可也。 三權原非同階並列。 <u>蓋作機（中断）</u>	第三章 論公權之區別 96 凡國權之發見於事業者有數種。…… 謂立法行政司法、皆同等同格、無上下之序、則不可。 <u>何則此三權、非同階並列、作機器的運用、相待組織一個活動者也。</u>
		第四章 論國家之事務員、及國家之官吏、本官 103
		第五章 論自治制度
		<b>卷五 國家及教會</b>
		第一章 論國家與教會關係之沿革（甲） 111
		第二章 論國家與教會關係之沿革（乙） 114
		第三章 論國家與教會關係之沿革（丙） 125
		第四章 論「波羅特士旦特」教會 128
		第五章 近世學說 134
		第六章 論國家之教會主權 [終 145]

【附録⑤】羅培・金祥演訳述『國家學』目次に対応する The Theory of the State の章節

羅培・金祥演譯述『國家學』	The Theory of the State
第1章 國家의定義 1	BOOK I. THE CONCEPTION OF THE STATE. CHAPTER I. The Conception and Idea of the State. The general Conception of the State
第2章 國家學及其研究法 5	INTRODUCTION. CHAPTER II. Scientific Methods
第3章 國家의理想及實想 9	CHAPTER II. The human idea of the State.
第4章 國家의起源 16	CHAPTER III. History of the development of idea of the State. I. The Ancient World II. The Middle Ages III. The Modern idea of the State
第5章 人民과國民의差別 24	BOOK II. THE FUNDAMENTAL CONDITIONS OF THE STATE IN THE NATURE OF MEN AND OF NATIONS. CHAPTER II. The Conceptions 'People' and 'Nation' .
第6章 社會와種族 32	CHAPTER V. Society CHAPTER VI. Tribes
第7章 國家와家族 37	CHAPTER XIX. The Relation of the State to the Family.
第8章 國家와個人 54	CHAPTER XXI. Relation of the State to Individuals.
第9章 國家의興亡 64	BOOK IV. THE RISE AND FALL OF THE STATE. CHAPTER I. Introduction Two questions about the rise of the State : one historical, the other speculative. Three historical forms of the rise of States.
第10章 國家의目的인지手段인지 76	BOOK V. THE END OF THE STATE. CHAPTER I. The State an End or a Means? How far is it End or Means ?
第11章 國家目的의關한謬見 79	CHAPTER II. False views of the End of the State .
第12章 國家의眞目的 85	CHAPTER IV. The True End of the State .
第13章 政體의區別 94	BOOK VI. THE FORMS OF THE STATE.
第14章 主權 102	BOOK VII. SOVEREIGNTY AND ITS ORGANS. PUBLIC SERVICES AND PUBLIC OFFICES. CHAPTER I. The Conception of Sovereignty .
第15章 政權의區別 109	VI -CHAPTER IV. The Principle of the Four Fundamental Forms
第16章 專制君主政體 115	VI -CHAPTER XIII. VI. Modern Absolute Monarchy
第17章 立憲君主政體 122	VI -CHAPTER XIV. VII. Constitutional Monarchy
第18章 共和政體 131	VI -CHAPTER XXII. III. Representative Democracy and the Modern Republic
第19章 二國間의並立關係 146	VI -CHAPTER XXIV. Composite Forms of the State
第20章 二國間의從屬關係 151	Various forms of Composite States. 1. The Absolute rule of one State over others. 2. The suzerainty or protectorate of one State over others. 3. The rule of the Mother-country over Colonies.
第21章 國家聯合制 163-175	4. Confederation and Personal Union. 5. Federation, Federal Empire, and Real Union. Necessary conditions of Composite States.

【附録⑥】織田一述『國家學汎論』と The Theory of the State の目次対照表

織田一述『國家學汎論』	The Theory of the State
緒言 2p	INTRODUCTION.
第一章 國家學の定義 2p	CHAPTER I. Political Science
第二章 科學的攻究法 4p	CHAPTER II. Scientific Methods
第三章 普通政治學及特別政治學 8p	CHAPTER III. General and Special Political Science .
<b>第一巻 10p</b>	<b>BOOK I. THE CONCEPTION OF THE STATE.</b>
第一章 國家の概念及國家の觀念 10p	CHAPTER I. The Conception and Idea of the State. The general Conception of the State
第二章 國家の觀念、宇内帝國 16p	CHAPTER II. The Human Idea of the State. The Universal Empire
第三章 國家に關する觀念の歴史 22p	CHAPTER III. History of the Development of Idea of the State.
第一節 古代	I. The Ancient World
第二節 中世	CHAPTER IV. II. The Middle Ages
第三節 「古代と近代」及「中世と近代」と國家觀念の比較	CHAPTER V. III. The Modern Idea of the State CHAPTER VI. Chief Differences of the Modern Conception of the State from the Ancient and Mediaeval.
第四節 近代學說の變遷	CHAPTER VII. The Development of Different Theories of the State
<b>第二巻 國家の要件 (人及び國民)</b>	<b>BOOK II. THE FUNDAMENTAL CONDITIONS OF THE STATE IN THE NATURE OF MEN AND OF NATIONS.</b>
第一章 人種及國民 44p	CHAPTER I. Mankind. The Races of Men, and Families of Nations
第二章 人民と國民との別 47p	CHAPTER II. The Conceptions ' People ' and ' Nation '
第三章 ナショナリチーの權利を論ず 53p	CHAPTER III. The Rights of Nationalities
第四章 國家の組織及ナショナリチーの主義 57p	CHAPTER IV. Nationality as a Principle in the Formation of States
第五章 國家と社會との區別	CHAPTER V. Society CHAPTER VI. Tribes CHAPTER VII. Castes CHAPTER VIII. Privileged Classes or Estates CHAPTER XVIII. Survey of Modern Classes CHAPTER XIX. The Relation of the State to the Family CHAPTER XXI. Relation of the State to Individuals
<b>第三巻 國家の要件 (自然力、土地)</b>	<b>BOOK III. THE CONDITIONS OF THE STATE IN EXTERNAL NATURE. THE LAND.</b>
第一章 自然力及土地 78p	
第一節 気候	CHAPTER I. Climate
第二節 地面の形情	CHAPTER II. Natural Features
第三節 土地の豊饒	CHAPTER III. The Fertility of the Soil
第四節 土地	CHAPTER IV. The Land CHAPTER V. Territorial Sovereignty CHAPTER VI. Division of the Country CHAPTER VII. The Relation of the State to Private Property
<b>第四巻 國家の興亡を論ず</b>	<b>BOOK IV. THE RISE AND FALL OF THE STATE.</b>
第一章 緒言 85p	CHAPTER I. Introduction CHAPTER II. Historical Formations I. Original CHAPTER III. II. Secondary Formations CHAPTER IV. III. Derived Formations
第二章 國家の滅亡 95p	CHAPTER V. Fall of States

第三章 國家の起原に關する哲學上の説 98p	CHAPTER VI. Speculative Theories. I. 'The State of Nature' CHAPTER VII. II. The State as a Divine Institution CHAPTER VIII. III. The Theory of Force CHAPTER IX. IV. The Theory of Contract CHAPTER X. V. The Natural Sociability and Political Consciousness of Man
<b>第五卷</b>	BOOK V. THE END OF THE STATE.
第一章 國家は目的なるか將た手段なるか 101p	CHAPTER I. The State an End or a Means? How Far is it End or Means ?
第二章 國家の目的に關する謬説 106p	CHAPTER II. False views of the End of the State
第三章 國家の目的 109p	CHAPTER III. Insufficient or Exaggerated Views of the End of the State CHAPTER IV. The True End of the State
<b>第六卷 政軀論</b>	BOOK VI. THE FORMS OF THE STATE.
第一章 アリストートルの區別 117p	CHAPTER I. The Division of Aristotle CHAPTER II. The So-called Mixed State CHAPTER III. Later Developments of Aristotle's Theory CHAPTER IV. The Principle of the Four Fundamental Forms
第二章 臣民の權利に依りて設けたる政軀の區別 122p	CHAPTER V. The Principle of the Secondary Forms of the State
第三章 神主政軀 125p	CHAPTER VI. Theocracy or Ideocracy
第四章 君主政軀 126p	CHAPTER VII. The Chief Kinds of Monarchy
第五章 立憲君主政軀の起原及進歩 129p	CHAPTER XIV. VII. Constitutional Monarchy A. Its Origin and Progress. Rise of Constitutional Monarchy. I. In England. II. France.
第一節 羅馬人種諸國の憲法史	III. Romance Countries.
第二節 日耳曼人種國の憲法史	IV. Teutonic Countries Outside Germany. V. German States.
第六章 立憲君主制に關する誤謬の思想 143p	CHAPTER XV. B. False Ideas of Constitutional Monarchy. Errors
第七章 君主制の本性及び立憲君主制の意義 145p	CHAPTER XVI. C. The Monarchical Principle and the Conception of Constitutional Monarchy. The Essential Characteristics of Monarchy.
第八章 貴族政軀 149p	CHAPTER XVII. Aristocracy. I. The Greek Form. Sparta CHAPTER XVIII. II. The Roman Aristocracy
第九章 貴族政軀の本性 157p	CHAPTER XIX. ILL Remarks upon Aristocracy
第十章 合衆政軀を論ず 159p	CHAPTER XX. Democratic Forms of the State. I. Direct Democracy (Ancient) CHAPTER XXI. II. Criticism of Direct Democracy CHAPTER XXII. III. Representative Democracy and the Modern Republic CHAPTER XXIII. IV. Consideration of Representative Democracy
第十一章 複雜國 170p	CHAPTER XXIV. Composite Forms of the State
<b>第七卷 主權及其機關</b>	BOOK VII. SOVEREIGNTY AND ITS ORGANS. PUBLIC SERVICES AND PUBLIC OFFICES.
第一章 主權を論ず 173p	CHAPTER I. The Conception of Sovereignty CHAPTER III. I. Analysis of the Sovereignty of the State CHAPTER IV. II. Sovereignty of the Prince
第二章 政權の區別を論ず 180p	CHAPTER V. The Division of Powers. CHAPTER VI. II. Ancient Distinction of Political Functions CHAPTER VII. III. The Modern Principle of Division of Powers
第三章 官吏を論ず 187p	CHAPTER VIII. Public Service and Public Functions CHAPTER IX. Appointment of Officials CHAPTER X. Rights and Duties of Public Officials CHAPTER XI. Termination of Public Service

【附録⑦】金祥演撰述『国法学』と有賀長雄著『国家学』の目次対照表

金祥演撰述『國法學（講義案）』1907	早稻田叢書『國法學』1901-1902：上下2冊	早稻田大學政治經濟科38年度第1學年講義錄
目録	目次	目次
總論 國家編制의起源 1	第一編 日本國法沿革 1p	第一章 総論 1
	第一章 日本國家の基礎 1p	第一節 立憲君主政体及民主政体
	第二章 血族國家 20p	第二節 立憲君主政体
	第三章 等族國家（一）文教國家 29p	第三節 民主政体
	第四章 等族國家（二）武力國家 64p	第四節 結論
	第五章 等族國家（三）徳川幕府の國家 106p	
	第六章 明治の維新 140p	
	第七章 公民國家の各種 162p	
第一章 元首 6	第二編 天皇 196p	第一編 天皇 33
第二章 元首의種類 10 第三章 君位의國法上性質 12	第一章 天皇の國法上の地位 196p 第一節 天皇 第二節 國の元首 第三節 統治權の總攬 第四節 統治權の制限 第五節 天皇大權	第一章 天皇の國法上の地位 33 第一節 國の元首 第二節 統治權の總攬 第三節 統治權の制限 第四節 天皇大權
第一節 君位의繼承 14 第二節 攝政 16 1 攝政を置きし境遇。 2 攝政を任す人。 3 攝政を法律上地位	第二章 皇位 211p 第一節 皇位の性質 第二節 皇位の繼承 第三節 攝政 第四節 君主の代理	
第四章 君主의權力 19 第一節 君主의統治權 19	第三章 天皇の神聖不可侵 221p 第一節 天皇無責任の由來 第二節 國法上の無責任 第三節 刑法上の無責任 第四節 私法上の無責任	第二章 天皇の神聖不可侵 42 第一節 天皇無責任の由來 第二節 國法上の無責任 第三節 刑法上の無責任 第四節 私法上の無責任
第二節 君主의特權 20 第三節 君主의政治上의特權（大權）22 (甲憲法上의大權、乙事實上의大權) 第四節 法律上의特權（無責任）24 (甲國法上의無責任、乙刑法上의無責任、丙私法上의無責任) 第五節 社會上의特權（名譽權）28 (甲宮廷設置의權、乙儀仗守衛의權、丙敬稱의權、丁紋章의權、戊國禮의權、己特別保護의權) 第六節 財政上의特權 32 (甲法定收入의關きし權（皇室經費）、乙世襲財產의關きし權（世傳御料）、丙普通財產의關きし權)	第四章 天皇の特權 231p 第一節 天皇特權の由來 第二節 社會上の特權 (1 帝宅經營の權、2 守衛儀仗の權、3 敬稱の權、4 紋章の權、5 國禮の權、6 特別保護の權) 第三節 財政上の特權 (1 朝廷收入の權（皇室經費）、2 世襲財產の權（世傳御料）、3 帝室普通財產に關する權、4 特別收入の權)	第三章 天皇の特權 49 第一節 天皇特權の由來 第二節 社會上の特權 第三節 財政上の特權
	第五章 皇族の自治（皇室典範） 250p	第四章 皇族の自治 63
第五章 権密顧問（國務顧問）36 第一節 國務顧問의官能 36 1 國家全体의編制의關きし官能。	第六章 天皇の諸官 265p 第一節 日本國法に於ける官中府中の關係 第二節 伊勢神宮司廳及賢所	第五章 天皇の諸官 77 第一節 伊勢神宮司廳及賢所

2 政府外議會의衝突에對す官能. 3 法制事業에對す官能	第三節 権密顧問 第四節 元帥府及軍事參議會 第五節 内大臣及宮中顧問官 第六節 宮内大臣 第七節 爵位局賞勲局及賞勳會議	第二節 権密顧問 第三節 元帥府及軍事參議會 第四節 内大臣及宮中顧問官 第五節 宮内大臣 第六節 爵位局賞勲局及賞勳會議
第六章 政府 43	第三編 政府 287p	第二編 政府 92
第一節 政府의本義 43 第二節 大政の方嚮 44	第一章 政府の國法上の地位 287p 第一節 政府 第二節 政治(大政の方嚮) 第三節 政治と憲法の條項(政府の責任) 第四節 政治と法律命令 第五節 政治と行政	第一章 政府の國法上の地位 92 第一節 政治(大政の方嚮) 第二節 政治と憲法の條項(政府の責任) 第三節 政治と法律命令 第四節 政治と行政
第三節 内閣成立의趣向 47 第四節 政府黨及反對黨 48 第五節 内閣의交迭 49	第二章 政府の組織 304p 第一節 國務大臣及内閣 第二節 内閣の編制 第三節 内閣所属諸官	第二章 政府の組織 105 第一節 國務大臣及内閣 第二節 内閣の編制 第三節 内閣所属諸官
	第三章 政府の職權 319p	第三章 政府の職權 118
第六節 政府의責任 51 第一 政治上의責任. 1 彙効條例 2 信任投票 3 課稅拒絶	第四章 政府の責任 (一) 政治上の責任 334p 第一節 政治上の責任の本義 第二節 彙効條例・信任投票・課稅拒絶 第三節 日本國法に於ける政治上の責任 第四節 政府及反對黨 第五節 内閣の交迭	第四章 政府の責任 (一) 政治上の責任 131 第一節 政治上の責任の本義 第二節 彙効條例・信任投票・課稅拒絶 第三節 日本國法に於ける政治上の責任 第四節 政府及反對黨 第五節 内閣の交迭
第二 法律上의責任 1 大臣訴訟仲裁事件見做制 2 大臣訴訟懲戒事件見做制 3 大臣訴訟を刑法事件見做制	第五章 政府の責任 (二) 法律上の責任 352p 第一節 法律上責任の本義 第二節 責任訴訟の性質 第三節 責任訴訟の法庭 第四節 責任訴訟の處罰 第五節 日本國法に於ける上律上の責任	第五章 政府の責任 (二) 法律上の責任 147 第一節 法律上責任の本義 第二節 責任訴訟の性質 第三節 責任訴訟の法庭 第四節 責任訴訟の處罰 第五節 日本國法に於ける上律上の責任
第七章 帝國議會 60	第四編 帝國議會 380p	第三編 帝國議會 164
第一節 帝國議會의本義 60 第二節 國民의意思代表 61 第三節 君主政體의議會와民主政體의議會와의差異 64 第四節 帝國議會의國法上要點 66	第一章 帝國議會の國法上の地位 380p 第一節 帝國議會 第二節 国民の意思代表 第三節 君主政體の議會と民主政體の議會との大差 第四節 帝國議會の國法要点	第一章 帝國議會の國法上の地位 164 第一節 帝國議會 第二節 君主政體の議會と民主政體の議會との大差 第三節 帝國議會の國法要点
第八章 帝國議會의組織 70	第二章 帝國議會の組織 401p	第二章 帝國議會の組織 176
第一節 議院組織의標準 70 (1 國民平等의代表 2 社會勢力의斟酌) 3 發達条件의斟酌) 第二節 一院制二院制 73 第三節 貴族院 77 第四節 衆議院 79 第五節 衆議院의組織 81 第六節 兩院議長副議長及事務局 84	第一節 議院組織의標準 第二節 一院制二院制 第三節 貴族院 第四節 衆議院	第一節 議院組織의標準 第二節 一院制二院制 第三節 貴族院 第四節 衆議院
第九章 議會의職權 85	第三章 帝國議會の職權 437p	第三章 帝國議會の職權 190
第一節 議會職權의分類 85 第二節 憲法改正에關き權 86 第三節 法律命令에關き權 89	第一節 帝國議會職權의分類 第二節 憲法改正に關する權 第三節 法律命令に關する權	第一節 帝國議會職權의分類 第二節 憲法改正に關する權 第三節 法律命令に關する權

(甲法律案の發議權. 乙法律案の議決.丙緊急勅令事後の承諾權) 第四節 政治上の實體權 92 第五節 政治上の形式權 (甲質問權. 乙建議權. 丙上奏權)	第四節 政治上の實體權 第五節 政治上の形式權 第六節 組織上の職權 第七節 貴族院の華族の特權に関する職權 第八節 衆議院の豫算先議權	第四節 政治上の實體權 第五節 政治上の形式權 第六節 組織上の職權 第七節 貴族院の華族の特權に関する職權 第八節 衆議院の豫算先議權
第十章 議會の發動 97 第一節 召集 97 1 每年召集. 2 臨時召集. 3 衆議院解散後の召集 第二節 開會閉會會期停會休會及會議 100 1 開會. 2 闭會. 3 會期. 4 停會. 5 休會. 6 會議	第四章 帝國議會の發動 470p 第一節 召集 第二節 開會閉會會期停會休會及會議 第三節 開會 第四節 停會休會 第五節 解散 第六節 會議	
第十一章 議員の權利義務 104 第一節 議員の國法上の地位 104 1 議員發言の無責任. 2 議員訴訟上の特例. 3 議員の特別保護. 4 議員の一身の権利 第二節 議員の責任 109	第五章 兩院議員の權利義務 486p 第一節 兩院議員の國法上の地位 第二節 議員發言の無責任 第三節 議員訴訟法上の特例 第四節 議員一身の権利 第五節 議員の責任	第四章 兩院議員の權利義務 222 第一節 兩院議員の國法上の地位 第二節 議員發言の無責任 第三節 議員訴訟法上の特例 第四節 議員一身の権利 第五節 議員の責任
第二編 官廳 110 第一章 官廳の國法上の地位 110	第五編 官廳 500p 第一章 官廳の國法上の地位 500p	第四編 官廳及官吏 236 第一章 官廳の國法上の地位 236
第一節 官廳 110 第一節 官廳 110	第一節 官廳 第二節 官廳の統系 第三節 行政各部 第四節 行政各部の統系 第五節 行政各部の職權 第六節 行政各部の責任 第七節 特設官廳	第一節 官廳 第二節 官廳の統系 第三節 行政各部 第四節 行政各部の統系 第五節 行政各部の職權 第六節 行政各部の責任 第七節 特設官廳
第二節 中央行政官廳 113 第一 各部. 第二 各部の分合. 第三 各部の編制. 第四 各部の職權. 第五 各部の責任	第二章 中央行政廳 516p 第一節 各省 第二節 各省の分合 第三節 各省の編制 第四節 各省の所轄諸部 第五節 各省の職權 第六節 各省の責任	
第三節 地方廳及局地廳 121 第一 地方廳. 第二 特種地方廳. 第三 共通地方廳. 第四 共通地方廳の職權. 第五 地方廳の責任. 第六 局地廳. 第七 局地廳の職權. 第八 局地廳の責任	第三章 地方廳及局地廳 535p 第一節 地方廳 第二節 特種地方廳 第三節 共通地方廳・警視廳・北海道廳・府縣 第四節 共通地方廳の職權 第五節 地方廳の責任 第六節 局地廳 第七節 道廳・支廳・郡職・島廳・警察署 第八節 局地廳の職權 第九節 局地廳の責任	第二章 地方官廳及局地廳 251 第一節 地方廳 第二節 特種地方廳 第三節 共通地方廳・警視廳・北海道廳・府縣 第四節 共通地方廳の職權 第五節 地方廳の責任 第六節 局地廳 第七節 道廳・支廳・郡職・島廳・警察署 第八節 局地廳の職權 第九節 局地廳の責任
	第四章 台灣總督府 552p	
第四節 特別官廳 130 第一 會計檢查院. 第二 行政裁判所.	第五章 特設官廳 577p 第一節 會計檢查院 第二節 行政裁判所	

第三 権限裁判所	第三節 権限裁判所	
第二章 官吏 139	第六編 官吏 594p	
第一節 官吏の國法上の地位 139 第一 官吏. 第二 官吏の本分. 第三 官吏と國家との関係. 第四 官吏と君主との関係	第一章 官吏の國法上の地位 594p 第一節 官吏 第二節 官吏の本分 第三節 官吏と國家との関係 第四節 官吏と天皇の關係	第三章 官吏の國法上の地位 268 第一節 官吏 第二節 官吏の本分 第三節 官吏と國家との関係 第四節 官吏と天皇の關係
第二節 官吏の補任 148 第一 官吏の資格. 第二 官吏の任免. 第三 官吏の官等及種類.	第二章 官吏の補任 608p 第一節 官吏の資格 第二節 官吏の任免 第三節 官吏の官等及種類	
第三節 官吏の義務 153 第一 官吏義務の性質. 第二 忠順の義務 第三 勤勉の義務 第四 修身の義務 第五 行為の制限を守る義務	第三章 官吏の義務 618p 第一節 官吏義務の性質 第二節 忠順の義務 第三節 勤勉の義務 第四節 修身の義務 第五節 行為の制限を守る義務	
第四節 官吏義務違反の後継 167	第四章 官吏義務違反の後継 642p	
第五節 官吏の権利 176	第五章 官吏の権利 659p [終 692p]	
第三編 自治體 185	第七編 自治体 1p	第七編 自治体 543
第一章 自治體の國法上の地位 185	第一章 自治体の國法上の地位 1p	第一章 自治体の國法上の地位 543
第一節 自治體 185 第二節 自治體と國家との関係 187 第三節 自治體と社會との関係 189 第四節 自治と政治との関係 190 第五節 自治體の種類 191	第一節 自治体 第二節 自治体と國家との関係 第三節 自治体と社會との関係 第四節 自治と政治との関係 第五節 自治体の種類	第一節 自治体 第二節 自治体と國家との関係 第三節 自治体と社會との関係 第四節 自治と政治との関係 第五節 自治体の種類
第二章 市町村の組織 193	第二章 市町村の組織 16p	第二章 市町村の組織 557
第一節 市町村(市面里)制の施行範囲 193 第二節 市町村の機関 196	第一節 市町村制の施行範囲、 第二節 市町村の法人其の區域及人民、 第三節 市町村の疆土人民、 第四節 市町村の機関(一) 市町村會 第五節 市町村の機関(二) 市參事會・市町村長・助役・吏員	第一節 市町村制の施行範囲、 第二節 市町村の法人其の區域及人民、 第三節 市町村の疆土人民、 第四節 市町村の機関(一) 市町村會 第五節 市町村の機関(二) 市參事會・市町村長・助役・吏員
第三章 市町村の職權 198	第三章 市町村の職權 31p	第三章 市町村の職權 572
第一節 市町村職權の統系 198 第二節 自主權(公共事務) 198 第三節 自治權(委任事務) 201 第四節 委任權(管掌事務) 203 第五節 財務權 204	第一節 市町村職權の統系 第二節 自主權(公共事務) 第三節 自治權(委任事務) 第四節 委任權(管掌事務) 第五節 財務權	第一節 市町村職權の統系 第二節 自主權(公共事務) 第三節 自治權(委任事務) 第四節 委任權(管掌事務) 第五節 財務權
第四章 市町村の監督 207	第四章 市町村の監督 46p	第四章 市町村の監督 586
第一節 市町村監督の系統 207 第二節 権利争議 208 第三節 國家の監督 209 第四節 國家の監督權に對する訴願及行政訴訟 21	第一節 市町村監督の系統 第二節 権利争議 第三節 國家の監督 第四節 國家の監督權に對する訴願及行政訴訟	第一節 市町村監督の系統 第二節 権利争議 第三節 國家の監督 第四節 國家の監督權に對する訴願及行政訴訟
第五章 郡の自治體 216	第五章 郡の自治	
第一節 郡の自治體に関する問題 216	第一節 郡の自治體に関する問題	

第二節 郡の区域及組織 217	第二節 郡の区域及組織	
第三節 郡の職權 219	第三節 郡の職權	
第四節 郡行政の監督 222	第四節 郡行政の監督	
第六章 府県の自治 226	第六章 府県の自治 75p	
第一節 府県の区域及組織 226	第一節 府県の区域及組織	
第二節 府県の職權 228	第二節 府県の職權	
第三節 府県行政の監督 230 [終 235p]	第三節 府県行政の監督	
	第四節 北海道會	
	<b>第八編 法律命令 89p</b>	<b>第五編 法律命令 283</b>
	第一章 國家の準則設定 89p	第一章 國家の準則設定 283
	第二章 法律命令と権利義務 103p	第二章 法律命令と権利義務 291
	第三章 形式法 124p	第三章 形式法 301
	第四章 形式令 165p	第四章 形式令 334
	第五章 四種命令 183p	第五章 四種命令 350
	第六章 法律命令以外の準則 214p	第六章 法律命令以外の準則 371
	<b>第九編 行政 227p</b>	<b>第六編 行政 383</b>
	第一章 行政事業の統系 227p	第一章 行政事業の統系 383
	第一部 大權行政 239p	第一部 大權行政 393
	第二章 (一) 軍務行政 239p	第二章 (一) 軍務行政 393
	第三章 臣民軍事上の義務 (兵役の義務、服役の義務、及軍人の義務) 287p	
	第四章 人民軍事上の負担 298p	
	第五章 戒嚴 309p	第三章 戒嚴 438
	第六章 (二) 外務行政 (領事々務) 325p	第四章 (二) 外務行政 (領事々務) 453
	第二部 準則行政 355p	第二部 準則行政 482
	第七章 行政行為 355p	第五章 行政行為 482
	第八章 行政執行 370p	第六章 行政執行 497
	第九章 強力使行 398p	第七章 強力使行 525
	<b>第十編 行政監督 417p</b>	<b>第八編 行政監督 600</b>
	第一章 行政監督の統系 417p	第一章 行政監督の統系 600
	第二章 訴願 425p	第二章 訴願 607
	第三章 行政裁判 439p	第三章 行政裁判 620 [終 635p]
	第四章 會計行政の憲法上の監督 455p	
	第五章 會計行政の法律上の監督 473p	
	第六章 支出事務 487p	
	第七章 仕払事務 503p	
	第八章 現金前渡の制度 514p [終 526p]	